

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（385）
2. 日時：令和4年6月27日 14時00分～16時05分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、江崎企画調査官、片桐主任安全審査官、
角谷主任安全審査官、藤原主任安全審査官、三浦主任安全審査官、
宮本主任安全審査官、小野安全審査官、日南川技術参与

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

大橋技術研究調査官

北海道株式会社：

原子力事業統括部 部長（安全設計担当）、他7名

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）※、他15名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）資料1 泊発電所3号炉 防潮堤の設計方針（防潮堤平面線形形状（海側線形）の決定に係る対応方針について）（令和4年6月21日提出資料）
- （2）資料2 泊発電所3号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表（防潮堤の設計方針）（令和4年6月21日提出資料）

以上

| 時間 | 自動文字起こし結果 |
|---------|---|
| 0:00:02 | はい。規制庁藤原です。それでは時間になりましたのでヒアリングの方始めたいと思います。今日のヒアリングは、傍聴での設計方針についてのうち、 |
| 0:00:12 | 先週の6月21日説明がちょっと残ってありました。このパワーポイントの25ページ。 |
| 0:00:21 | から始まる各条文からの膨張で平面線形形状への影響について、これについて説明と質疑が前回残ってますがそれを今日 |
| 0:00:32 | したいと思います。それではこの内容について説明をお願いします。 |
| 0:00:37 | はい。北海道電力の高橋です。今藤原さんからおっしゃっていただいた通り、先週のヒアリングで、積み残しとなりました |
| 0:00:49 | 他条文からの防潮てに対する平面線形形状、海側線形の影響、 |
| 0:00:57 | また他条文への影響といったようなところを取りまとめてございます。今回ご説明をさせていただきます、 |
| 0:01:09 | 今考えている防潮ての平面線形形状、海側について成立の見通しをたといったような整理でございます。 |
| 0:01:21 | それでは担当の黒沼の方からご説明をさせていただきます。 |
| 0:01:30 | 北海道電力黒沼です。ご説明させていただきます。25ページをお願いいたします。 |
| 0:01:39 | 指摘ナンバーの5番と12番。 |
| 0:01:41 | 二つございます。 |
| 0:01:46 | 都市的ナンバー5番ではですね、包丁での位置構造の変更。 |
| 0:01:51 | これによりまして、 |
| 0:01:53 | 2行目のところ基準への適合方針に影響を与えるものを、 |
| 0:01:58 | 設置許可基準規則の条文、 |
| 0:02:00 | 重大事項等防止技術的能力基準の項目ごとに網羅的に説明することと。 |
| 0:02:06 | いうこと、それからすてきナンバー12番ではですね、 |
| 0:02:10 | 他条文等の基準への適合方針に対する影響確認はと。 |
| 0:02:15 | いうふうにあります、防潮庭の位置構造及び設計方針に影響を与える可能性があるのであれば、その成立性を見通しを防潮ての審査の中で説明すること。 |
| 0:02:27 | とのご指摘を受けております。 |
| 0:02:30 | これに対して、当社の受けとめ、認識について、 |
| 0:02:34 | それから確認した内容について、本日ご回答するものであります。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:02:41 | まず当社の認識についてですけれども回答欄の上二つの丸に記載して ございます。 |
| 0:02:48 | 一つ目ですけれども、新設する防潮庭の平面線形形状のうち、 |
| 0:02:54 | 海側線形は基準津波の解析条件と、 |
| 0:02:58 | なっておりますので、 |
| 0:02:59 | これが変更となる場合は、防潮ての設計変更や基準津波の再解析な ど、 |
| 0:03:06 | 審査工程への影響が大きいものと考えてございます。 |
| 0:03:11 | このため、膨張ての設計変更並びにそれに伴う発電所の運用変更、 |
| 0:03:18 | これによる他条文の基準適合方針への影響を確認し、 |
| 0:03:22 | さらに、その影響が原因となって、平面線形形状、右側線形にさかのぼ って影響を与えないことの確認が必要と。 |
| 0:03:32 | 考えてございます。 |
| 0:03:36 | この認識のもと当社が確認した内容についてご説明いたします。 |
| 0:03:41 | 27 ページをお願いします。 |
| 0:03:49 | 各条文からの膨張て平面線形形状が、 |
| 0:03:52 | 海側扇形への影響。 |
| 0:03:56 | 影響フローを示してございます。 |
| 0:04:00 | ご指摘、及び回答趣旨に沿って、大きく二つのステップで確認を行っ ております。 |
| 0:04:08 | 左側矢印で示しておりますけれども、 |
| 0:04:11 | 丸井と丸 2 の丸の二つでございます。 |
| 0:04:16 | まず丸井で、各条文の適合方針への影響を確認しました。 |
| 0:04:23 | 次に、防潮ての設計への影響を確認いたしました。 |
| 0:04:31 | 丸井の内容について触れますと、まず、ページ真ん中上のほうにあるダ イヤの一つ目。 |
| 0:04:38 | 防潮ての再構築に伴うへ。 |
| 0:04:40 | 変更に関連があるか。 |
| 0:04:42 | 確認をしますと、 |
| 0:04:45 | 防潮庭の再構築に伴う変更等は、具体的には、 |
| 0:04:49 | 防潮庭の位置構造の変更。 |
| 0:04:52 | それから、 |
| 0:04:53 | 既存膨張ての撤去に伴う構内入港ルートの変更等、 |
| 0:04:57 | 発電所の運用へ変更がございませぬ。 |
| 0:05:02 | このダイヤのふるいにかけての結果、右側、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:05:05 | 分類のAないしBといった変更に関連しない分、条文は対象外と。 |
| 0:05:11 | いたしました。 |
| 0:05:15 | 次にダイヤの二つ目です。 |
| 0:05:18 | 防潮での再構築に伴う変更に関連がある条文は、 |
| 0:05:22 | 基準適合方針に影響を与えるかどうかについて、 |
| 0:05:25 | 確認しました。 |
| 0:05:28 | この結果右側、分類し、 |
| 0:05:31 | に該当するものは、 |
| 0:05:33 | 基準適合方針への影響なしと整理いたしました。 |
| 0:05:39 | 一方、基準適合方針への影響があるとした条文については、 |
| 0:05:45 | 防潮庭の再構築に伴う変更を前提とした条件に、 |
| 0:05:50 | 設計運用を見直しました。 |
| 0:05:54 | 三つ目のダイヤでは、この見直しを行ったとしても、 |
| 0:05:58 | 条文における基準への適合方針。 |
| 0:06:01 | この成立性を見通しを評価することによって、 |
| 0:06:04 | 結果的に防潮での設計に影響を与えるかどうかを確認いたしました。 |
| 0:06:11 | この結果、右側分類で、 |
| 0:06:14 | に該当するものは、 |
| 0:06:16 | 防潮での設計に影響なしと。 |
| 0:06:19 | 整理しました。 |
| 0:06:21 | 分類Dと区分された条文については、29 ページ以降に示してあります、後程ご説明します。 |
| 0:06:30 | 三つ目のダイヤに戻っていただき、 |
| 0:06:32 | 下側、新設する防潮庭の平面線形形状、 |
| 0:06:37 | 海側線形を変更せずには、 |
| 0:06:40 | 基準への適合方針が成立する見通し替えられないものは、 |
| 0:06:44 | ③の膨張での設計変更。 |
| 0:06:47 | と整理しました。 |
| 0:06:50 | 今回評価した結果、 |
| 0:06:52 | ③に行き着くものはございませんでした。 |
| 0:06:56 | したがって各条文からさかのぼって膨張での平面線形形状、 |
| 0:07:02 | 海側線形に影響を与えることはないと評価いたしました。 |
| 0:07:07 | すべての条文に対する評価結果は、34 ページから 43 ページに、 |
| 0:07:14 | 示しておりますけれども、 |
| 0:07:16 | 説明は割愛いたします。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:07:22 | ここでちょっと訂正があります 27 ページ。 |
| 0:07:26 | のダイヤの三つ目の、 |
| 0:07:29 | イエスの下です。 |
| 0:07:31 | 新設防潮ての平面線形形状を、 |
| 0:07:35 | と記載してございますけれども、 |
| 0:07:37 | 平面線形形状括弧海側線。 |
| 0:07:41 | 系、括弧閉じ。 |
| 0:07:43 | の誤りですので、訂正いたします。申し訳ありません。 |
| 0:07:50 | それでは分類Dに該当するものについてご説明いたします。29 ページ、 お願いします。 |
| 0:08:02 | 分類Dというのは、防潮庭の再構築に伴い、基準への適合方針には影 響があるものの、 |
| 0:08:09 | 新設する防潮ての平面線形形状海側線形を変更することなく、 |
| 0:08:15 | 基準への適合方針が成立する見通し終えた条文です。 |
| 0:08:21 | 分類例に該当する条文は、 |
| 0:08:24 | 全部で 20 ほどありますけれども、 |
| 0:08:27 | 影響する内容。 |
| 0:08:29 | 成立性を見通しを確認する内容。 |
| 0:08:32 | これが重複する条文もあります。 |
| 0:08:36 | これらを束ねますと 29 ページから 33 ページに示す①から、 |
| 0:08:42 | ⑨の、大きく九つに縮約されます。 |
| 0:08:49 | 表の見方ですけれども、 |
| 0:08:51 | ①の六条竜巻を例にしてご説明いたします。 |
| 0:08:57 | 表左から条文番号、その次が、 |
| 0:09:00 | 基準適合方針への影響内容です。 |
| 0:09:04 | 六条竜巻であれば、 |
| 0:09:06 | 竜巻来襲時の車両退避への影響があります。 |
| 0:09:11 | これは、二つ目のポツで示しておりますように、 |
| 0:09:15 | 竜巻による飛来物発生防止対策として、 |
| 0:09:19 | 竜巻来襲が予想される場合は、車両を退避することとしておりますの で、 |
| 0:09:25 | 今回、 |
| 0:09:26 | 防潮庭の再構築に伴う発電所の運用変更として、 |
| 0:09:31 | 構内入港ルートが変更となりますので、 |
| 0:09:34 | 竜巻来襲時の車両退避への影響があると。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:09:38 | いう影響確認をしております。 |
| 0:09:43 | 次に右の列ですけれども、 |
| 0:09:45 | 確認された影響内容に対し、 |
| 0:09:48 | その適合方針が成立する見通しを評価しておりますので、 |
| 0:09:53 | その評価内容を示しております。 |
| 0:09:58 | 六条の竜巻であれば、一つ目のポツですけれども、 |
| 0:10:01 | 竜巻来襲時の車両の退避は、 |
| 0:10:04 | 新たに設ける入港ルートを利用して、竜巻防護施設から 350 メートル以上離れた場所への退避が、 |
| 0:10:12 | 可能であると。 |
| 0:10:13 | いうことを確認しておりますので、 |
| 0:10:16 | 基準への適合方針が成立すると。 |
| 0:10:19 | いう見通しをたものでございます。 |
| 0:10:23 | このため、 |
| 0:10:24 | 六条竜巻への影響が原因となって、 |
| 0:10:28 | 新設する防潮庭の平面線形形状、 |
| 0:10:32 | 海側線形にさかのぼって、 |
| 0:10:34 | 影響を与えることはないと評価してございます。 |
| 0:10:40 | 表の右 2 列にはですね、基準への適合方針が成立する見通しを経たという意味で丸尾。 |
| 0:10:48 | それから結論として、 |
| 0:10:50 | 防潮ての海側線形への影響がないと。 |
| 0:10:54 | いう意味で、なしと示しております。 |
| 0:10:57 | 以上の流れで、①から⑨まで評価結果を示してございます。 |
| 0:11:04 | またこれらについては、118 ページ目以降にですね、参考資料としてですね、評価した内容の詳細を示してございます。 |
| 0:11:14 | 説明は以上となります。 |
| 0:11:18 | 規制庁藤原です。それでは質疑の方に入りたいと思います。 |
| 0:11:26 | 規制庁カドヤです。 |
| 0:11:29 | 今ちょっと説明をいただいてまずちょっと資料の構成なんすけどこれ前回の面談なりヒアリングの時にもありましたけど、 |
| 0:11:39 | 今回後ろに補足説明資料という形で 118 ページ以降ですか、ついてるんですけどこれ前の方の 25 ページから、 |
| 0:11:48 | のところがリンクというのは離れているんでしょうか。 |
| 0:11:53 | はい。北海道電力黒沼です。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:11:56 | えっとですね、リンク少しわかりづらいんですけども、29 ページご覧ください。 |
| 0:12:02 | 29 ページの表、ブルーの一行目のところにですね、右から三つ目の列、ここに参考資料、 |
| 0:12:11 | 評価内容を示すというふうに記載しております、今はですねここにだけ記載しているような状況となっております。 |
| 0:12:21 | 形状からですあこうこうですね基準適合方針の整理線の見通しの評価内容の下に、隅括弧でということですね。 |
| 0:12:29 | 私ちょっと正直申し上げますと最初私これは今までちょっとこれ気づいてなくて、最初にこの上のところだけ見ていてですね後にこの |
| 0:12:39 | 補足の参考資料が載っているっていうのがなかなかこう全体をもう1回皆様で聞き付けなくてですね、ちょっと説明内容とその補足がっていうのが、 |
| 0:12:49 | 離れちゃうのは何かこの全体の構成上しょうがないことなのかどうかわからないんですけど、少し説明資料としてやっぱりこの、このリンクはもう少しちゃんと貼っていただかないと、今もこの表の上のところをこうまとめて何ページから何ページと、 |
| 0:13:03 | なってるっていうのは多分これ各条ごとそれぞれの補足説明ついてるならちゃんと関連性を示していかないと、なかなかたどり着けないかなというちょっとこれCCの構成上の、 |
| 0:13:13 | 話ですけども次回、今後ですね、今後ちょっと、その構成はちょっと確認をして気をつけていただければと思います。 |
| 0:13:22 | で、ちょっと細かい確認に入る前にちょっと全体の確認なんですけどちょっと25 ページを開いていただいて、 |
| 0:13:31 | ここで指摘事項Noナンバー5 っていうことで、当間の最後のところですね基準への適合方針の影響を与えるものを設置許可基準規則の条文及び重大事故等防止技術的能力基準の |
| 0:13:46 | 項目ごとに網羅的に整理して説明することということで、今回この網羅的に整理して説明することのその網羅性っていうのはどのような確認をされたんでしょうか。 |
| 0:13:58 | はい。北海道電力黒沼です。ありがとうございますとですね、この網羅性についてですけども、 |
| 0:14:05 | まず、27 ページのフローをご確認いただきたいと思いますが、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:14:12 | フローの一番上の四角がですね、各条文というふうに記載しております、その下にですね、設置許可基準規則の条文及び技術的能力審査基準の項目というふうに記載してございます。 |
| 0:14:25 | またですねここに※1 というふうに注釈を打っております。 |
| 0:14:30 | 注釈下の方に※1 ありまして、対象条文は、P34 以降の表に示すというふうに記載してございます。 |
| 0:14:39 | 34 ページ以降を見ますと、 |
| 0:14:45 | 表のですね、左から 2 番目のところに条文、及びその条文の項目名を記載してございます。 |
| 0:14:54 | この表に記載しているもの。 |
| 0:14:57 | について、網羅的に確認したということになりまして具体的には三条からですね。 |
| 0:15:05 | 20 数、34 ページの 30 から、 |
| 0:15:11 | 43 ページ。 |
| 0:15:13 | の技術的能力 2.1 まで。 |
| 0:15:17 | これらについて、 |
| 0:15:19 | 網羅的に確認したということになっております。ちょっと少し補足ですけども、 |
| 0:15:25 | 34 ページの 34 条五条については、それぞれの |
| 0:15:31 | 例えば、津波による五条でしたら、耐津波設計方針でご説明を受けと、いうふうに記載をしております。 |
| 0:15:39 | ちょっと回答長くなってしまいましたけれども、こういった形で網羅的に確認したというふうに考えております。以上です。 |
| 0:15:47 | 規制庁川添衛藤許可基準規則の条文それから技術的能力基準の項目ごとって言うんで当然その関連する条文項目というのがこう並んでいるのはそれはそうだと思うんですけど。 |
| 0:16:00 | ちょっと私が確認したかったのはその網羅的に整理して説明することなので、今、例えば 27 ページでいきますと、 |
| 0:16:11 | 最初のその防潮で再構築に伴い変更に関連があるかでダイヤがあってその次に各条文、 |
| 0:16:19 | 項目の、基準適合方針に、 |
| 0:16:22 | 影響を与えているかっていう大学があつてってということでここで一つそれぞれ判断を加えて右側に対象外にしたり、或いは各条文の適合方針への影響はありませんって判断をしてるんですけど。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:16:35 | このダイヤのそれぞれのダイヤの中では、どんな作業をされたんですか。 |
| 0:16:46 | はい。ありがとうございます。北海道電力黒沼です。 |
| 0:16:51 | このダイヤの中でどのような内容を確認したかということについて回答いたします。 |
| 0:16:57 | 上にですね二つダイヤがありますそれぞれまず 1 番目のダイヤの右側にですね対象外というふうに記載してございまして分類ABというふうに書いております。 |
| 0:17:09 | この中に書いてるのが、設計評価方針等の範囲が屋内に限定されるのか、そういうふうに書いておりますけれども、 |
| 0:17:17 | 我々その各条文ごとにですね、設計方針なり、 |
| 0:17:22 | 評価方針なり、対策手順というものを持ってございますので、それら一つ一つについて、包丁での再構築に伴う変更が、 |
| 0:17:33 | 関連するかどうかっていうのを確認しております。そういった確認の内容をした結果を、 |
| 0:17:39 | 先ほどの 34 ページからの一覧表に示したということにし、示してございます。 |
| 0:17:45 | 以上です。 |
| 0:17:48 | ごめんなさいちょっとあの、ちょっとそこ深掘りしたいんですけどその関連するかっていうのをどういう作業を具体的にされたんですか。 |
| 0:18:01 | はい、ありがとうございます。 |
| 0:18:02 | 衛藤関連するかについてですけども例えば一つの条文で、要求事項が設置許可基準規則なりに要求事項がありますと、解釈がありますと。 |
| 0:18:12 | それに対応する。 |
| 0:18:14 | 我々の今 |
| 0:18:16 | 整備している設計方針、 |
| 0:18:19 | それから評価方針等があります。それを横目に見ながらというんですかね、見てまずは、 |
| 0:18:27 | 要求事項と設計方針との関係。 |
| 0:18:31 | その設計方針が、防潮での、 |
| 0:18:35 | その 1、 |
| 0:18:37 | 或いは発電所の運用変更入港ルートだとかですね、そういったものに、関連性があるかどうかということについて確認したんですけども、 |
| 0:18:46 | ちょっと答えになってるかどうかなんですけども、いかがでしょうか。サトウ規制庁からですけども、そうするとあれですよ。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:18:54 | 月基準の要求事項があって、それに対して、これまでし申請書とか資料とかで示してきた。 |
| 0:19:04 | 適合方針というのがあるって、 |
| 0:19:08 | それは多分いろんなレベルの適合方針があると思うんですけど本文だったり添付だったりまとめ資料だったりっていうのがあるって、 |
| 0:19:15 | それ一に対してその示してきた方針に対して、 |
| 0:19:21 | この防潮で再構築に伴う変更に関連があるのかという、確認をしてって、 |
| 0:19:28 | いうことで、それはあれですか何か |
| 0:19:33 | 医師示せる資料としてお持ちですか。 |
| 0:19:36 | それぞれどういう確認を具体的にしたのかっていうのは、 |
| 0:19:41 | はい。北海道電力黒沼でございます。今回ですね、この整理をする中で、社内的に、今私が申し上げたようなですね、整理はしております、 |
| 0:19:52 | 準備はしております。低在云々ありますけれども、そういった整理をしたものは我々として持っているということで、回答いたします。 |
| 0:20:01 | 形状からはそういう資料を作りながらそこを確認をしていったってことですね。で、 |
| 0:20:07 | 次のダイヤのところで各条文項目の基準適合方針に影響を与えるのかっていうのもこれも同じような作業をされたっていう理解でいいんですか。 |
| 0:20:17 | はい。北海道電力黒沼です。同じような作業をしております。 |
| 0:20:22 | ふうん。 |
| 0:20:24 | 関連があるかどうかを見て、 |
| 0:20:27 | イエスで降りて管理があるとなったら、各条文各項目、 |
| 0:20:33 | 基準的方針に影響を与えるか要は変更を要する必要性があるかどうかってのは確認したっていうので、 |
| 0:20:41 | それも一応資料としてはお持ちになっているっていうことですかね。 |
| 0:20:45 | はい。 |
| 0:20:46 | その結果このフローでいくと、その設計運用の見直していうのが必要になって、 |
| 0:20:53 | 膨張での設計に影響を与えるかって、ごめんなさいその前のあれか、この設計運用見直していうことで、いわばさっき申し上げた基準の要求に対してこれまで示していた適合方針というのを、 |
| 0:21:08 | 何らか変えなきゃいけないですということになった。 |
| 0:21:13 | 時に、それを |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:21:15 | どういふふうに変えるのかっていうのは、同じように資料で整理されてますか。 |
| 0:21:22 | はい。北海道電力黒沼でございます。 |
| 0:21:25 | それを、そうですね、どのような形で条件を変えて、どういう想定になったんで、 |
| 0:21:34 | こういう見通しがあるということについては、社内で整理しておりまして、その一部を、今回この参考資料だとかにですね。 |
| 0:21:43 | こういう形で入港ルートは変わるんだけれども、 |
| 0:21:47 | 見通しがあるということ、この資料の中でもですね一部記載をしているというふうになってございます。 |
| 0:21:56 | ちょっと 25 ページのところ、ちょっと戻っていただいて規制庁門井ですけども指摘事項のナンバー 12 のところですけど、 |
| 0:22:06 | 今回の防潮での設計変更による誕生分等の基準の適用方針に与える影響確認はということでその変更後の敵防止の成立性を見通しを含めて事業者で確実に確認しと。 |
| 0:22:18 | その成立の見通し防潮での設計方針の審査の中で説明することということをお願いをしているんですけど今この設計、 |
| 0:22:27 | 27 ページというダイヤの間に挟まれている長方形、設計運用の見直していうことで、 |
| 0:22:33 | 変更後の適用方針の整理性を見通しということですけど、 |
| 0:22:38 | これはだから変わるものっていうのは、 |
| 0:22:45 | 変わるものっての米サイドどこに示されてることなんでしょうけど、この、はい。 |
| 0:22:49 | 29 ページ。 |
| 0:22:51 | 以降、 |
| 0:22:53 | 10 ページですか。はい。北海道電力黒沼です。29 ページから、 |
| 0:22:58 | 33 ページに示すものが変わるものとなります。この |
| 0:23:06 | 29 ページから 33 ページは、 |
| 0:23:10 | ここの図、示しておりますけれども、先ほど説明したようにですね、すべての条文が、どのように変更したかどうかについてはですね、 |
| 0:23:21 | 34 ページ目以降に網羅的に示しております。 |
| 0:23:26 | 表で確認ができます。 |
| 0:23:29 | 具体的にはですね。 |
| 0:23:30 | 表の中の右から 2 番目です。 |
| 0:23:34 | 右から 2 番目に評価フローというものがあまして、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:23:38 | ここで、 |
| 0:23:40 | 例えば、 |
| 0:23:41 | 35 ページでしたら、九条の |
| 0:23:46 | 被水であれば、②の膨張ての設計に影響なし分類Dというふうにしたものがありまして、この分類例というのはいですね、 |
| 0:23:55 | 能勢先ほどの設計運用の見直しというものをやっているものになります。その他この表の中で、分類例というものがこれに該当するということ。 |
| 0:24:06 | 以上です。 |
| 0:24:08 | 規制庁オカダですありがとうございましたからその分類Dでしたものが 31 ページから 30、 |
| 0:24:17 | 3 ページまでですかね、この九つのものがありましたと。 |
| 0:24:21 | いうことで、その時に、この設計運用の見直していうのでこれはあれですか、どういうふうにこれ概要は今のこの |
| 0:24:33 | 29 ページ以降書かれていますけど、 |
| 0:24:37 | 先ほどダイヤのところで確認をされたっていうそのいわゆる背基準に対する設計方針っていうもの、 |
| 0:24:46 | がですね、本文添付すまとめ資料っていうものが、具体的にこの設計運用の見直していうので、どういう文言に変わりますっていうところは資料として整理されていますか。 |
| 0:25:02 | イド電力クロヌマです。今のちょっとご質問の趣旨を理解するためにもお話するんですけども、 |
| 0:25:08 | 我々その各条文で整備している設計方針、こういう設計とするという、ものがございます。こういう評価方針にするというものがございます。 |
| 0:25:22 | それに対して、こういうふうに記載を変更しなければいけないという、整理がなされてるかっていうことでしょうか。 |
| 0:25:34 | ごめんねちょっと私の理解が不十分なのかその設計とか運用の見直していうのがこの 27 ページでいうと、 |
| 0:25:40 | 第挟まれた真ん中に設計とか運用が見直されるわけですよその膨張ての設計変更の影響を受けて、これまで説明していた。 |
| 0:25:51 | 設計方針適合方針っていうの 2 の設計とか運用が見直されますと、 |
| 0:25:57 | 見直された結果っていうことは、それはすなわちその基準への適合方針の本文だったり、申請書の本文だったり、 |
| 0:26:07 | 添付だったり、まとめ資料だったりってところの書きぶりが多分関わるっていうことなんだと理解してるんですけど、どういうふうにそれが |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| | 変わるのかっていうのは資料として整理されていますかっていう確認です。 |
| 0:26:19 | はい。衛藤。 |
| 0:26:22 | ですね北海道電力黒沼です。そうですね。どのように、まとめ資料としてこう変わりますっていう数まとめ資料そのものを、 |
| 0:26:32 | 今、用意してるわけではないんですけどもこういう工夫に変わりますので評価したらこうですというのは、整理したものがございます。ちょっとどうします。 |
| 0:26:43 | 具体、具体的なものも、 |
| 0:26:47 | ちょっと補足させていただくと同じことの繰り返しなんですけれどもまとめ資料自体を変えた上でこの資料を作ったっていうわけじゃなくてそういったことを掛けるっていう見直しを経ているってというのが車の答えの趣旨かなというふうに、 |
| 0:27:00 | 規制庁角ですそうそうだから、確認ですけど何かあれですね今の時点で、本文がどう関わるのか或いは添付書類がどう書きがあるのかまとめ資料がどう変わるのかっていう今、具体的な |
| 0:27:13 | 記載ぶりっていうところまでは確認はできていなくて、おそらく書けるんであろうっていう、という意味の見直し終えましたっていうそういうことですか。 |
| 0:27:25 | はい北海道電力黒沼です。見直しはたというふうに考えてまして。ただ、こう書かない。そうですね記載の方針。 |
| 0:27:35 | 評価はしておりますので、 |
| 0:27:38 | どのように反映するかだけの話になるかというふうに考えてます。 |
| 0:27:44 | はい規制庁角です。それですね。 |
| 0:27:48 | 25 ページのちょっとまた指摘事項No.12 に戻っていただきたいんですけど、その変更後の適合法人の成立性を見直しを含め各事業者で確実に、 |
| 0:27:59 | 確認していうところで、 |
| 0:28:03 | 今見直しを得てますっていうご説明だったんですけど、今回この今、 |
| 0:28:11 | この 25 ページから、 |
| 0:28:13 | パワーポイント資料それから、後ろの 100 何ページのところから、 |
| 0:28:18 | 適合の参考資料かをつけていただいているんですけども、 |
| 0:28:23 | ここ今回この審査会合というかこの説明で、どこまでを説明しようとしていて、結局これ見通してことなんで、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:28:34 | 最終的にその各条の適合ってというのはまたそれは追って確認するって いうことだと理解をしているんですけど。 |
| 0:28:42 | 逆に言うと今回この見通していうところを得るっていうものは、どうい う説明をして、どういうどこまでの確認を、何か |
| 0:28:53 | 審査会合で、 |
| 0:28:55 | 何て言うかね、求めたいというか、どこまでが今回の範囲で、どっから先 が今後の各条の説明なんですっていう切り分けをされているのか説明 しますか。 |
| 0:29:13 | はい。 |
| 0:29:16 | 北海道電力の高橋です。ご質問があった通りNo.12 のところで、事業者 でしっかり確認してその成立性を見通しを |
| 0:29:28 | 審査の中でっていう、御所ん |
| 0:29:33 | ご指摘というふうに理解してございまして、そういった意味で、我々、今、 黒沼の方からご説明させていただいた通り、まず事業者としてどうい うふうに確認しましたっていうのが、 |
| 0:29:45 | 27 ページのフローで、これで網羅的にやりましたと。その結果が 30、 |
| 0:29:55 | 4、4 ページからありましてこの中で分類ABCDと言って、やはり設計だ とか運用に意をはねるものがありましたと。 |
| 0:30:07 | それは例に分類されるものですけども 29 ページから 9 項目ありまし たと。 |
| 0:30:13 | ということを |
| 0:30:16 | ご説明した上で、この中で、いろいろ影響はありましたけれども、海側の 線形まで影響を与えるものはありませんでしたっていう説明をさせてい ただきたいと。 |
| 0:30:27 | ただ一方ですね、一つ一つの項目については、各場での適合性でご 説明するっていうのが基本ではありますけれども、 |
| 0:30:38 | じゃあその具体的にどういうふうにあなた方確認したんですかっていう 話になったときに、今回参考資料とするのがよかったかどうかという ところはありますけれども、 |
| 0:30:48 | 各項目について、確認したエビデンスということで一応参考資料の方 で、とか付けて、ご説明をしていると。 |
| 0:30:59 | ただ先ほど芝田の方が言いました通り、すべてまとめ資料とできてる状 況ではないという状況ですので、各条は今後こういったパワーポイント を使って説明資料作って、まとめ資料を作ってという、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:31:16 | ことになると思ってますんで、そこは各条の方に任せて本日はこの本文の範囲で成立の見通しがあるというふうにお話をしたいなというふうに考えて作成しているところでございます。 |
| 0:31:30 | 金城岡崎ですわかりましたやられて嫌やった内容というのは理解をしました。ちょっと、ちょっとこの全体の最後にもう1回確認なんですけど |
| 0:31:41 | 25 ページの成立性の見通し適合方針の成立性を見通して、 |
| 0:31:47 | いうものを事業者としてここに書かれてる通りそれは見通しをえられてるってということだと、この今、 |
| 0:31:55 | 何だっけ、29 ページから書かれている表の九つっていうのは、セ適合方針変わるんだけど、それは成立する見通しを |
| 0:32:05 | 経ていますっていうことなんですけど、どうその成立性を見通し終えたのかっていうどうどういう作業をして、どういう判断で、その成立性を見通しがあると。 |
| 0:32:15 | 判断をされたのかっていうところをちょっともう1回説明いただけますか。 |
| 0:32:26 | はい。北海道電力黒沼です。 |
| 0:32:28 | えっとですね、今の加賀谷さんのご質問に対してですね、少し例示を見ながら、 |
| 0:32:34 | 回答差し上げるのか、いいのかなというふうに思いますので、 |
| 0:32:39 | 30 ページお願いいたします。 |
| 0:32:46 | 九条の溢水でちょっとご説明させていただきますけれども、 |
| 0:32:50 | 基準への適合方針の影響内容として、 |
| 0:32:55 | 丸二つありますけれども一つ目で、 |
| 0:32:59 | 包丁での再構築によってですね、10 メーター盤の敷地形状が変更になりますと。 |
| 0:33:06 | 敷地形状っていうのは、 |
| 0:33:08 | 滞留面積。 |
| 0:33:09 | の前提条件になりますので、 |
| 0:33:12 | そうすると、溢水の、屋外溢水評価の前提条件、これがに影響してくるということを確認してます。 |
| 0:33:22 | その影響がですね、どのような形で、見通し終わられるかということについて右、右どなりの、 |
| 0:33:30 | 別記載しておるんですけれども、 |
| 0:33:37 | 右側のその三つまでありますけれども一番上で、 |
| 0:33:40 | 新たな防潮で 2000、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:33:42 | 線形形状これを前提としながら、 |
| 0:33:45 | かつ |
| 0:33:47 | その敷地の面積が狭くなるように、 |
| 0:33:54 | いす影響評価を行って、 |
| 0:33:57 | 屋外タンクからの水が建屋内に売り流入しないと。 |
| 0:34:02 | いうことを今回確認をしております。 |
| 0:34:06 | ですので、 |
| 0:34:08 | 先ほどの膨張ての変更によって、滞留面積について影響があるんだけど、 |
| 0:34:15 | 評価をした結果、 |
| 0:34:19 | その適合方針。 |
| 0:34:23 | 整理性が認められるという確認をさせていただきます。 |
| 0:34:30 | それですね、 |
| 0:34:34 | 被水の、 |
| 0:34:36 | 適合方針というのは、いくつかテンパチでも記載しておりまして、 |
| 0:34:42 | 一つ、今回該当するのがですね、 |
| 0:34:45 | 水防区画を内封する、内包する建屋外からの、 |
| 0:34:50 | 流入防止に関する設計方針というものを、 |
| 0:34:53 | がございます。 |
| 0:34:56 | そこはですね、 |
| 0:34:57 | 建屋外で発生する。 |
| 0:35:01 | 溢水が、 |
| 0:35:03 | 建屋内の溢水防護区画に流入する恐れがある場合については、 |
| 0:35:09 | 壁、扉セキ等により、建屋内、または、溢水防護区画への |
| 0:35:15 | 流入を防止する設計とし、 |
| 0:35:19 | 被水防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とするという設計方針を記載しておりまして、 |
| 0:35:26 | 今の |
| 0:35:28 | 防潮庭の位置の変更によっても、 |
| 0:35:31 | ここで記載、ここでというか現場で期待している設計方針そのものには影響がないと。 |
| 0:35:39 | いうふうに考えてございます。 |
| 0:35:45 | はい。規制庁角です説明はわかりました。 |
| 0:35:50 | 一方で今だからテンパチ今溢水の関係は変更がなくて、だからそれはまとめ資料レベルでの、多分変更になりますっていう話で、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:36:03 | 一方でじゃあその今、じゃあそれがまとめ資料レベルなら堂々書きが終わるのかとかどうというふうになるのかっていうところは、それは今の時点ではまだ検討してなくて今後その、 |
| 0:36:15 | 各条の説明のところ、特にこいつの場合はちょっと特殊で逆に言うとそのハザードが決まってこないということがあるとは思いますが、そういうところで具体的な書きぶりは検討すると。 |
| 0:36:28 | いう形で、 |
| 0:36:30 | そうで、まだもう1回確認するそうすと、今回度どこまでの範囲を確認をとろうとされてるんですがそのん見通してのがちょっといまいちちょっとはっきりしなくて、 |
| 0:36:43 | 今回の確認の範囲ですけれども、 |
| 0:36:48 | 今回の目的は、能勢平面線形形状が基準津波にフィードバックするか否かというふうなことで今言ったような溢水であれば、 |
| 0:36:57 | 水をクリアするために、今言ったような防護措置で対策をとるのか、それとも |
| 0:37:04 | 防潮底を設計変更しないと耐えられないのかっていうふうな観点で今回のフローで確認してございます。 |
| 0:37:11 | その結果傍聴で側にフィードバックすることがなかったということを我々を確認したというのが今回の説明の趣旨なので各条について基準適合性をすべて網羅的に説明するといった、 |
| 0:37:24 | ことが今回の趣旨ではないというふうに理解してございます。 |
| 0:37:27 | はい。規制庁川北区画所基準適合性網羅的に説明する今回じゃないってのはおっしゃる通りですけどそのバックデータというか、として、そこまでの各条の適合方針のが具体どうなるかっていうところまではまだ、 |
| 0:37:42 | この段階では検討してないっていう状況はよく理解できました。 |
| 0:37:47 | はい |
| 0:37:48 | ちょっと以降ちょっと細かいところあるんですけどすみません、一応ぜ。 |
| 0:37:54 | 国としては |
| 0:37:55 | ちょっとここまでしますけど細かいところまた後程言います。 |
| 0:38:03 | 規制庁宮本です。 |
| 0:38:07 | 多分事業者で言っているようですけど網羅的に整理して説明することっていう、 |
| 0:38:13 | 我々の9になっていて、 |
| 0:38:15 | これ今日もらっ持ってきていただいたのこれ網羅的な説明になっているかっていうところの視点で、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:38:22 | 私は見てますけど。 |
| 0:38:24 | そうするとこれ網羅的な説明になってるんですかっていうことに対して、 |
| 0:38:29 | 結果的、結果で事業者が判断した結果だけが示されているというのが、今の現状という認識でいいですか。 |
| 0:38:42 | はいどういった観点で我々が確認するかっていうフローとその結果を示したというふうな観点ではフローを示しているものの、結果を示してるっていうのが、 |
| 0:38:53 | 継続なので、今回前回の審査会合で言っていたナンバー5なり12-9に対しては、まだ回答としては十分でないという認識を持たれたのが持たれてないのかどっちですかっていうことです。 |
| 0:39:19 | 網羅的な確認をしてございますがそのなしとした結果についてエビデンスがあるかという今の資料につけてございませんので、そういった観点では改善の余地はあるというふうに考えます。 |
| 0:39:30 | 規制庁宮です。あくまでも、網羅的に確認した結果を示すことなく、整理して説明することなので、 |
| 0:39:38 | 今言ったように、何でこの条文が外されてるのかっていうのがよくわからないやつが結構あるので、そういうのは当然、網羅的に説明するっていう、 |
| 0:39:48 | 指摘に対しては今できてないんじゃないかなというのがこちらの印象と。 |
| 0:39:53 | あと見通しっていう表現先ほどちょっとカドヤも言っていたと思うんですけど、 |
| 0:39:57 | 見通しっていうのは、事業者の中では何を指してるんですか。基本設計方針に変更がないっていうのを見て欲しいっていうのか。 |
| 0:40:06 | それとも、 |
| 0:40:08 | 今後ある程度何か変わったとしても、もう今、見通し終えたものに対しては変更するつもりがないのか。 |
| 0:40:15 | 要は設計方針ですよ。 |
| 0:40:17 | どうそ。どういう意味でこの見通しっていうのを書かれてるのかちょっと説明します。 |
| 0:40:24 | 北海道電力の高橋です。今回の御説明に関してはですね、包丁ての海側の平面線形形状を変えないっていうところが、 |
| 0:40:38 | 一番、ご説明したい、資料でございますので、そういった意味で、今回の各女王において、運用の変更だったり設計の変更だったりっていうのは生じるんだけど、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:40:52 | 対策として、もうこうしますっていうことまで今回説明してごさいませんけれども、例えばその膨張での幅が広がる必要があったとして、 |
| 0:41:02 | 海側変えずに、仲川が増えたとしても、水の評価、先ほどちょっと椅子を例に出しましたけれども、その面積で十分 |
| 0:41:14 | 見通しがえられるてるとか、海側の形状に変更生じなくても、できそうだっていうことが、見通しをして確認できましたという、そういった意味合いでございます。 |
| 0:41:30 | 多分先ほどの溢水の話でいうと、今、モデルの話とかもしましたけれども具体的に、各条項の適合性で、 |
| 0:41:41 | その結果なんかをお示しをしていくことになろうかなというふうに思っております |
| 0:41:49 | 事業者の意図はわかりました |
| 0:41:53 | そうですね。少しやっぱり、 |
| 0:41:57 | 見通しというか、 |
| 0:41:59 | 今回やってるのは、 |
| 0:42:01 | 今後各条文の中で、それを確認しなきゃいけないっていうのを洗い出してると思うんですね。 |
| 0:42:07 | 見通しを立ててやっちゃうと、もう確認しないような気がするんですね。 |
| 0:42:12 | こんこの資料を、今後各条文でどのように生かしていくかっていう時に、 |
| 0:42:17 | 要は当然それを確認しなきゃいけないよねっていう洗い出しになってるはずなんだけど見通し終えたってなると、もう現状で特に設計方針変更しないので、書く上では、 |
| 0:42:27 | どこに確認する必要ないんじゃないですかっていうふうにちょっと見えちゃうので、 |
| 0:42:31 | 何となくその表現と多分我々の受けとめと若干違うんじゃないかなっていうのが、ちょっと今の私の印象なんですけどいかがですか。 |
| 0:42:43 | はい。そういった観点でこの見通し終えたってことで今後確認必要なしというふうな印象を与えたんだとしたら我々の書いた人とは違うんで、表現については、 |
| 0:42:54 | 規制庁金井ですけど見通しを得ることっていうのは見通しを含めて説明することなので一応こちらから求めているものではありますただ、その見通しを、見通しっていうのがじゃあ何をもって見通しがあるって、判断してますかっていうところが、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:43:10 | 多分そこがまだ今、共通認識に立ててないんだろうなと思っていてですね、今事業者としては今先ほど私ずっと中身どういう確認をされたんですかっていう中身を |
| 0:43:21 | 聞いていきましたけども、事業者としては一応それで今後その書く上で、適合方針を説明するにしても、ここの今間検討した結果があれば、 |
| 0:43:34 | 適合を説明し切ることができるだろうと考えていますっていう立場に立ってらっしゃるってことですね。 |
| 0:43:42 | 北海道電力の高橋ですけれども、その適合するだろうということでご説明もしてるんですけれども、今回やっぱり一番大切なのは、海側の形状、もし |
| 0:43:53 | いやいや北電の検討が少し甘いよねっていうことがあったとしても、海側の線形は変えずに、うちが、の方で対応したりだとか、 |
| 0:44:05 | 構造をいろいろ検討するとかっていうことで、少なくとも海側の見通し変更をしなくても済む見通しがえられましたっていうことだと思います。 |
| 0:44:23 | ちょっと1件だけ具体的に言いますね。 |
| 0:44:26 | 119 ページを見てください。 |
| 0:44:34 | これは竜巻防護に対しての大量対比で、事業者が見通し終えられたというところの節別になってます。 |
| 0:44:44 | ここで見て、ちょっと私が気にしてるのは、 |
| 0:44:48 | 今回入っているのが、この前から問題になっている、ちゃんと入構トンネルを通過してますねと。 |
| 0:44:56 | ちゃんと入港トンネルを通過して退避場所に行くことになってますねと。 |
| 0:45:01 | 確かに棒状底のところには影響がないかもしれない。 |
| 0:45:05 | だけど、 |
| 0:45:06 | この茶津、 |
| 0:45:08 | 二つ、ニューコウトンネル含めたところの構造っていうのは、多分まだ見通しがえられてないはずなんですよね。 |
| 0:45:16 | にもかかわらず今回見通しを選びましたって言われちゃうと、 |
| 0:45:20 | これ本当に見通しられてるんですかって。 |
| 0:45:23 | これ、こういう、 |
| 0:45:25 | 疑問を持ってしまうわけですよ。 |
| 0:45:27 | そこにせっかく深く見ていただいていますかこれって。 |
| 0:45:32 | ここの部分っていうのは、どうやって見通しえられたっていうことで説明させていただき、説明してもらいます。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:45:40 | はい。北海道電力の高橋でございます。先週のヒアリングでこの茶津乳航路をにつきましては一つ見直しが必要かなということで、 |
| 0:45:53 | 社内でも今検討してございます。それに関してはですね、先週のお話を踏まえたものをですね、次回、2回目のヒアリングの時にですね、 |
| 0:46:09 | ご説明をさせていただきたいというふうに思ってます。今回はですね、先週作先週の資料そのままということでございますので、まだこの資料にはちょっと反映できておりませんので、 |
| 0:46:22 | 今のご指摘は宮本さんのおっしゃる通りかなというふうに思ってます。 |
| 0:46:29 | はいただ一方で我々どういう観点で、 |
| 0:46:33 | 今回資料作ったかっていうふうに、 |
| 0:46:42 | か。 |
| 0:46:43 | エザキですけども、私から言ってもいいですか。 |
| 0:46:46 | この問題って、平面線形って、なぜこだわってやってるかっていうと、一番の目的って、 |
| 0:46:53 | この平面設計があると、気に、入力津波高さが変わるので、 |
| 0:46:58 | その入力津波をその評価ポイントとして、基準津波、 |
| 0:47:02 | ちゃんと決めてんですよね。 |
| 0:47:05 | で言っているとわかると思うんですけど、ここへ、海側の平面線形を大枠を変え、変えたことによって、この入港ルートを変えたわけですよね。 |
| 0:47:15 | 新たに浸水域の |
| 0:47:18 | 12 |
| 0:47:21 | ちゃんと入行トンネル作られるっていうお話を先週聞きました。 |
| 0:47:26 | ということは、 |
| 0:47:27 | いわゆるそこが基準津波の評価ポイントを新たに作っちゃってるんですよ今まで不要だったものだから、 |
| 0:47:35 | いろいろ検討した上で、新たに基準津波を |
| 0:47:42 | 課金決められない。 |
| 0:47:44 | つってもいいんですけど条件を新たにお作りになられてると認識してますか。 |
| 0:47:51 | 北海道電力の高橋です。先週、のご説明の中で、我々としてもここについては大きな課題があるということで、 |
| 0:48:02 | 先週もですねちょっと支社に持ち帰って、相談させていただきたいという話をさせていただきました。まさにそこについては検討してございますので、 |
| 0:48:12 | 次回の |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:48:14 | 時にですね、結果としてご説明したいなというふうに思っております。 |
| 0:48:19 | いわゆる何科目だったかみたいな状態に我々はなっていて、 |
| 0:48:23 | 何か新たに新たな課題が生まれちゃってるんですね。そういったことを認識していただいて、全部の条文で見た上で、どうするかっていう検討をすべきだと思っておりますけども。 |
| 0:48:36 | 多分ミヤモトとか、言ってるようにですね基本的には、 |
| 0:48:40 | 27 ページのフロー以降っていうのは、一つの |
| 0:48:44 | ②にも分類Bなんてのはまだ、ほとんど先が遠くて、基本的にはそのこの部分の課題を抽出されて、それを説明した上で、 |
| 0:48:54 | その上でですね各条文の中で詳しく説明受けるもんだと思うんですね多分そういうことを言われてると思うんですけど。 |
| 0:49:02 | それとともにですね丸井のところ、基本的に言うとな網羅的になっているかという問いかけになってるんで、網羅的であると言ったことを示すためには、 |
| 0:49:11 | その家庭もそうだけさ、家庭とかプロセスですね。何が排除されていってるかっていうのは、1 個 1 個それは説明、きっと細かく今後されていく必要があるんだと思うんですねそれを踏まえた上でやっていかないと。 |
| 0:49:24 | 基本的にさっき言ったように僕ら田崎のように新たに課題が生まれてしまうと、それは基準津波のさっき言った評価ポイント。 |
| 0:49:33 | 評価評価すべき。 |
| 0:49:35 | 事項であれば、またそこ、そこに関してまた基準津波を起こす。 |
| 0:49:40 | 策定が遅れるわけですね。これをおくらないためにやってるんですね。 |
| 0:49:45 | その趣旨を踏まえてですね、よく考えて検討していただきたいと思いたす以上です。 |
| 0:49:55 | はい。北海道電力の高橋です。今江崎さんが言われた通り、今回、今回とか前回のヒアリングで、我々も認識をしております。 |
| 0:50:07 | 今回の雑入航路は、そういった認識をしておりますけれども、一応社内では網羅的にこう見ていったんですけれども、 |
| 0:50:18 | 本日お示したのは、先ほど宮本さんからもご指摘ありましたけれども結果だけっていうこともあってですね、プロセス含めた網羅性を説明していく必要があるのかなというふうに、 |
| 0:50:32 | 認識をしております。こちらについてはまた、資料を見直す等を検討して参りたいと思いたす。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:50:40 | 規制庁の江寄ですか、そのときにですね、このチャンス入庫トンネルの扱い、施設区分というのが重要になってくると思います。 |
| 0:50:48 | あの時、地震津波側とちょっといろいろですね、意見交換をしたんですが、 |
| 0:50:54 | 例えばそちらの1、先週行っていたトンネル縦断方向の勾配で、津波も浸水を防止するのであれば、 |
| 0:51:03 | このトンネルは津波防護施設です。 |
| 0:51:06 | ですから、そういった観点でいったときに、他の条文に関係するかって見なきゃいけないわけで、 |
| 0:51:12 | それとともにまたその浸水防止扉的なものを作るのであればその扉を作ったことによって他条文が成立するのかって見ないといけないんだと思います。 |
| 0:51:22 | それが、 |
| 0:51:23 | 常時書いてと津波が来た場合に、 |
| 0:51:26 | へっする場合と、常時閉等、各社の見ていただければ、高間を含めて、 |
| 0:51:32 | どういったことが必要になっているか。 |
| 0:51:34 | 了解で、木佐貫と二瓶氏っていうことは、 |
| 0:51:39 | 高浜の |
| 0:51:41 | 何だっけ、防潮ゲートと一緒になんで、 |
| 0:51:45 | 何らしか、もっところ、 |
| 0:51:47 | いろんな足かせがかかっていると思うんですよ。厳しいか、 |
| 0:51:52 | 来技術的な論点が出てくると思うんでそういったことも踏まえて、 |
| 0:51:56 | 他条文への影響も踏まえてですねどうすべきかとか、いろいろ考えていただきたいと思います。単に、 |
| 0:52:05 | ここにトンネルを掘れば済むと言った時に、 |
| 0:52:09 | 津波に対してどのような脅威が起きるのかということを考えていけば基本的には基準津波に降りかかってくると思いますんでちょっと話はくどいですが、 |
| 0:52:20 | 基本的にそこまでよく考えて検討いただきたいと思います。 |
| 0:52:25 | はい。北海道電力の高橋です。ありがとうございます。 |
| 0:52:29 | 先週のご指摘をいただいております、その時にですね我々も津波が到達する時間が早いっていうのもあって、 |
| 0:52:41 | 高浜さんのゲートってのは我々も認識してございますけれども、そこに頼るのはちょっと厳しいのではなかろうかというようなことで、方法として今いろいろ検討してございますけれども、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:52:54 | なるべく津波防護施設といったようなことにならないような、そんな案含めてですね、検討してございますので、また次回ご説明させていただきたいと思っております。 |
| 0:53:08 | コンペ側で何か補足ありますか。 |
| 0:53:15 | はい、本店は特にございません。 |
| 0:53:19 | 規制上だけそこ入構トンネルを止めて、別の対策方法っていうのは考えられたんですか。何かあるんですか。 |
| 0:53:30 | 今のを、すいません北海道電力の高橋です。もともと今回茶津のルートをお出しする前に堀株川からくるですとか、 |
| 0:53:43 | 山側に大和門から入るルートっていうのがあるんですけれどもそちらから来るとか、いろいろ検討をしているところで、 |
| 0:53:55 | そういった中でシャツ側のルートっていうのを、前回お示し、選定してお示しをさせていただいたんですけれども、 |
| 0:54:05 | やはりその基準津波の評価ポイントを 2E なるっていうところが、ちょっと我々としても、しっかり確認ができてなかったのかなっていうところもございました。 |
| 0:54:17 | そういったことを含めてですね、しっかり社内でもう 1 回モミは揉んでるところでございます。 |
| 0:54:26 | 規制庁の須崎ですわかりました。この部分って、地震津波、 |
| 0:54:33 | 地うちの審査チームですね、の方とも情報共有は、 |
| 0:54:37 | しておいていただきたいと思います。よろしく願います。 |
| 0:54:43 | 北海道電力の高橋です。了解いたしました。 |
| 0:54:49 | 緊張カトウです |
| 0:54:51 | ちょっと全体さつき宮本からもありましたけども今、このここじゃあどこまでの何を説明されようとしているのかっていうところはちょっと私は理解が十分じゃないところがありますけれども、 |
| 0:55:05 | この細かい点の確認とか、もし皆さんからあれば、 |
| 0:55:11 | あ、すみません規制庁の天野です。今までのやりとりで大体、何ていうんすか。認識がずれているところは、御社として把握されたかなと思うんですけれども、 |
| 0:55:23 | 当審査会後の指摘事項が 9 ページにあって、5 番が 9 月 30 日、それから、12 番が 3 月 3 日と。 |
| 0:55:34 | いうことで、それ、それをまとめたのが 25 ページだと思います。 |
| 0:55:39 | で、この件は割と |
| 0:55:43 | 越冬つ津波ハザードがへのはね返りも有井。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:55:49 | しかも泊3号は、これだけ審査が長期化しているということで、このナンバー |
| 0:55:56 | 3月3日の審査会合ですね、残された審査時、審査上の論点としてナンバー22で、これ一番、 |
| 0:56:07 | 重要な項目とされてる一つだと考えていて、 |
| 0:56:12 | わざわざ認識合わせを3月3日にさせていただいたと。 |
| 0:56:18 | ゆいことだと思ってます。 |
| 0:56:20 | 今日のやりとり聞いてますと、 |
| 0:56:23 | 結果のみ示されていて、 |
| 0:56:27 | そのプロセス含め、十分根拠が示されていない。 |
| 0:56:31 | のかなと思いますが、 |
| 0:56:34 | そういう認識でまずよろしいでしょうか。 |
| 0:56:40 | 今回示したのは影響ありのものについて示してますんでそういった観点では影響なしというふうな観点では、プロセスとしてはフローの通りだとは思んですけども、 |
| 0:56:50 | その検討結果について今回お示したものではないというふうに考えてございます。 |
| 0:56:56 | 規制庁野間です。結果のみ示して、十分な根拠が示されてないと。今、李、お答えいただいたと思いますが、 |
| 0:57:06 | それで、 |
| 0:57:08 | 3月3日わざわざですねこちらから資料2-1で、 |
| 0:57:13 | こちらが認識してる |
| 0:57:17 | 論点と、残された審査上の論点ということを、 |
| 0:57:21 | 紙で示させていただいてそれについては、御社も資料2-2で、作業方針作業。 |
| 0:57:28 | 状況というということで、 |
| 0:57:31 | そこに |
| 0:57:34 | 認識がずれていないということ |
| 0:57:37 | 書いていただいているんですけども、そのナンバー22にですね、その根拠も含めて網羅的な |
| 0:57:43 | 整理と説明が必要とわざわざ書かせていただいているんですね。 |
| 0:57:48 | なのでここまでの認識は、 |
| 0:57:52 | 3月3日までの時点では、 |
| 0:57:54 | ずれてないのかなと思ってたんですけども、 |
| 0:57:58 | ちょっと起こ根拠という意味で、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:58:02 | 今回十分説明が、 |
| 0:58:05 | なされてないと。 |
| 0:58:07 | という感じがしてまして、結局各条文、 |
| 0:58:14 | 25 ページに書いてある、 |
| 0:58:17 | 事業者で確実に確認しというのはそれは確認していただくんですけども、 |
| 0:58:22 | これ、 |
| 0:58:23 | 今後ですね各条文に行ったときに、 |
| 0:58:27 | 詳細に確認していったら |
| 0:58:31 | 実は方針がひっくり返って、 |
| 0:58:35 | 平面線形形状を変えなきゃいけないということになったらさらなる長期化になるわけですね。だから、そういうことがない見通しをちゃんと |
| 0:58:44 | 共通理解としましょうというのは、趣旨なので、そのための根拠を、今の段階で、各条文ごとに示して、共通理解と、 |
| 0:58:55 | する必要があるという趣旨なので、 |
| 0:58:58 | かける見通し終えてるけどまだ所、その条文適合はまだ示せませんか、 |
| 0:59:04 | 根拠が示せませんかかっていうとですね、結局これ各条文に行って確認して中身がひっくり返るってということになるとこの作業をやってる意味が、 |
| 0:59:14 | あまりないということ。 |
| 0:59:17 | かなと思うんですけどこのあたりのご認識はいかがでしょうか。 |
| 0:59:23 | 北海道電力の高橋でございます。今、ご指摘いただきましたの根拠がしっかり示されてなくて各条に移った時に |
| 0:59:35 | はね返るといふか、見直されるってということがないよというお話だったと思います。その時にちょっと私の方からも確認をさせていただいたかったのが例えば先ほど屋外溢水の |
| 0:59:52 | ご説明をさせていただきましたけれども、例示として、その時に保守的なモデルで、建屋に入らないってことは事業者として確認しましたと。 |
| 1:00:04 | こうなった時に、そのモデルがどういうふうにならてるの、結果はどんなのっていうところを、が必要かどうかっていうところをはちょっと社内でも議論があったんですけども、 |
| 1:00:21 | まず、今回平面線形形状海側こちらに影響を与えないことの見通しなり成立性ってということで、ご説明して実際そのモデルであつたりですか、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:00:36 | 結果については各条項でしっかりご説明をさせていただこうというふうに考えてございましたけれども、 |
| 1:00:45 | 今の調整官のご指摘はやはりそのモデルですとか結果も、根拠をしっかりと示して説明しなさいってということだったかどうかというのをちょっと、 |
| 1:00:57 | すいません確認させていただき、 |
| 1:01:01 | 規制庁のアマノです今各条文ごとの細かい影響、影響の内容だとか、それに対する対処の仕方だとかという詳細な資料が、 |
| 1:01:11 | 今の段階でまとめ資料等が出てきていないということなので、各項目について、 |
| 1:01:17 | その見通しをどうやって、 |
| 1:01:20 | 共通理解にするのかっていうのはなかなか今議論できる状況ではないと思うんですけれども、趣旨として先ほどお話ししたのは、 |
| 1:01:29 | 25 ページに書いてあるようにですね、 |
| 1:01:37 | これ、単に事業者が確認して、 |
| 1:01:41 | 要は |
| 1:01:42 | 北海道電力を信じてくださいと。 |
| 1:01:45 | 言って、後々、その各条文で議論になったときに、いやいや、これじゃ条文適合にならないので、 |
| 1:01:54 | 部長ての平面設計形状 |
| 1:01:57 | 変えざるをえない。 |
| 1:01:58 | というふうになった場合に、それはお互い望む |
| 1:02:04 | 状況ではないということなのでそういうことにならないように今の段階で、 |
| 1:02:09 | 網羅性、或いは根拠をもって、共通理解としましょうということなので、その結論は 25 ページの下から二つ目のマルに本社として評価として書いてあるということであれば、 |
| 1:02:22 | その根拠をちゃんと |
| 1:02:25 | 我々が共通認識が持てるように、 |
| 1:02:28 | 指定していただく必要があるのかなと。それがそれぞれの項目でどういう説明をすれば、 |
| 1:02:36 | 共通認識にできるのかっていうのはちょっと、 |
| 1:02:40 | 中身を御社お持ちなので、なかなか難しいところありますけれども、例えば、 |
| 1:02:46 | 全くその審査実績のないとかですね。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:02:49 | 新規性のある技術的な案件ということであれば、それ自体が議論になるでしょうし、 |
| 1:02:56 | 十分実績があつて、 |
| 1:03:00 | 何て言うんすか。 |
| 1:03:02 | 御社が示した根拠で、共通理解がえられるのであれば、 |
| 1:03:07 | そこで判断できるっていうのもあるでしょうけど、いずれにしても |
| 1:03:11 | 後ろについている参考資料というのは我々審査資料上、参考という記載であれば、 |
| 1:03:18 | あくまで参考扱いにしかならないので、 |
| 1:03:21 | これもし根拠、説明の理由とするのであれば、 |
| 1:03:25 | 補A3項ではなくて本文の、 |
| 1:03:29 | まさに理由、根拠としてちゃんと示していただくとか、そう、そういうところから、 |
| 1:03:35 | まずは十分理解を、 |
| 1:03:38 | 得るためにどうしたらいいのかと、いうところから考えていただく必要があるのかなと思います。 |
| 1:03:46 | 北海道電力の高橋です。了解いたしました。我々もですね、 |
| 1:03:52 | 確かに根拠っていうところをきちんと本文側でお示しすべきだったかなと、今のお話を聞いて理解したつもりでございます。 |
| 1:04:06 | そもそも事業者でしっかり確認しなさいっていうような、その確認したものはしっかりお示しをしなきゃいけないということで、 |
| 1:04:15 | ただ一方で、その細かいところについては各条項の話かなということで今回、参考という位置付けで付け、 |
| 1:04:25 | ましたけれども、今のお話の通り、本文に含めてですね、きっちり説明をできるような資料にしたいと思います。ありがとうございます。 |
| 1:04:41 | 規制庁岡田です。ちょっと今の話に関連してですねちょっと1個だけ具体例を申し上げて155ページとかをちょっと開いていただいて、 |
| 1:04:57 | でこれ日左側、 |
| 1:05:00 | ああだこれはそうかこれ、これは久我五味か。ここ三つねこれね。 |
| 1:05:06 | づらいんですけど、すいません、例えばちょっとこれもう見ないで申し上げると、そのモニタリングポスト、可搬型のモリイ報の位置が例えば変更になりますって言った時に、 |
| 1:05:22 | じゃあ変更後の場所ちゃんとそのモニタリングポストって、機能するんですかっていう確認が当然今後必要になってくると思っていて、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:05:32 | それってかなり設置場所に大きく影響する話になると思ってるんです。で、今例えばここでは資料としては、モニタリングポスト変更しても、そこで |
| 1:05:44 | 行為が大丈夫だからっていうところまでは書いてあって、なので見通しがありますと、いうふうにおっしゃられているんですけどこれで 60 条 1.17 かな。 |
| 1:05:54 | そのて基準適合への見通しはありますって判断してるんですけど、それはその条文担当として本当にそれは適合するって思ってますかって話なんですね。これじゃどこまでやったら、 |
| 1:06:06 | 自信を持っていえるかっていうと、やっぱり結局、じゃあその方位でも、その場所においても、ちゃんと感動出ますと、機能として成立しますっていうところまで、 |
| 1:06:17 | 普通はですねもう確認を終わっていて、当然この場所でも大丈夫ですと、ということが確認した上で事業者としては多分見通し替えられたと、ここなら大丈夫だと我々が少なくとも思っています。で、 |
| 1:06:30 | いう説明ができるかなと思っていまして、それが今のこの多分確認のてどうだと、それを多分今回我々が説明をして、もちろんその中身の具体的な詳細の、 |
| 1:06:41 | 幹部までを確認するのは今回のミッションというか今回のこの防潮ての中でやる話ではないんですけど、少なくとも、例えば事業者の方からこの部分についてはこういう評価をするのでそれは、 |
| 1:06:54 | 1.17 のところで、或いはその 60 のところで説明をしますという説明があれば、私はあそこはちゃんと検討がなされているんだなと、それはじゃあ各条のところで、 |
| 1:07:05 | 都築は聞きますよということで、ここの成立性ってのは多分、あるんじゃないかって見通しが多分共通理解がえられると思ってるんですけど。 |
| 1:07:13 | どうも紙資料を見ていたりするとそういうところの検討が本当に事業者の中で十分なされているんでしょうかっていうのが、 |
| 1:07:23 | やや疑問に思ってるっていうふうところです。 |
| 1:07:27 | なんかそその流れでいうとですね、153 ページとか見ていただくと、 |
| 1:07:34 | これ技術的能力 1.0 のアクセスルートその他課題等への避難する手順の整備っていうところで、これ基準適合の確認というので、丸の二つ目のところの三つ目のポツとかで新たに階段を設置すること等で、 |
| 1:07:49 | 特にて防潮ての外側、こういうDTP10 メーターエリアから高台避難する手順を整備するっていうふうにあるんですけど、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:07:57 | ほぼこの手順って本当に技術的能力 1.0 の手順として何か書かれるん でしたっけっていうその、 |
| 1:08:05 | 結局その、もちろんですねその審査の中ではその膨張ての外側にいる 人乗り越え道路とかをこうやめちゃうので、そういう人がじゃあ今度避難 できるようになるんですかって確認は審査の中では当然確認をすると思 うんですけど。 |
| 1:08:18 | ここの今、この高台避難する手順っていうのは、今のもともとの 1.0 に対 して、事業者がこれまでの説明の中で、 |
| 1:08:28 | 本文テンパチまとめ資料の中でどう、 |
| 1:08:31 | その方針を示されてきて、その方針がどう変わるのかっていうところをし っかり確認をしていかないとおそらくこの手順がじゃあどれほどの重 要さを持つ手順なのかっていうのは、 |
| 1:08:43 | 判断がつかないんじゃないかなと思っていて、何となく今ここ、全部こう ポツ同じレベルでこう並べていただいていますけど、 |
| 1:08:51 | それは本当にここ何か基準適合にが危ぶまれるような、これこれがない と言ってん0が、適合していると言えなくなるようなものなのかどうかっ ていう、多分レベル感の整理も、 |
| 1:09:05 | おそらくできていないのかなと思っていてですね、結局だからさっき私が 冒頭聞いて確認した、これって本文なんですけどテンパ添付書類なん ですけどまとめ資料なんですかっていう。 |
| 1:09:16 | ところまで含めて何がどう変わるのかっていうところをやっていか ないと、 |
| 1:09:21 | おそらく共通認識ん見通しがえられました。或いは、この部分は、こうい う確認をしなきゃいけないのでこれは後程説明しますっていうそういう、 横方向と縦方向の切り分けをちゃんとしてあげないといけないんじゃない のかなと。 |
| 1:09:36 | いうふうに思っていますので、さっき天野が申し上げたまさにその共通 認識、見通し終えられたって共通認識がえられるっていうのは多分、1 例としてはこういうことがありますので少しそこは検討いただく必要があ るんじゃないかと、いうふうに思います。 |
| 1:09:52 | はい。はい。 |
| 1:09:53 | とりあえず以上。 |
| 1:09:57 | 規制庁の宮本です。彼らの方で具体例を挙げたので私の方からも具体 例 1 件だけ説明説明が、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:10:07 | 普通普通というか 29 ページを見てもらうと、先ほど言ったように 6 条の竜巻について、竜巻来襲時の車両退避の影響っていう、 |
| 1:10:17 | 何でこれだけでいいんですかねですよね。 |
| 1:10:19 | 網羅的に説明するっていうことは、今の本文テンパ時なり、設計方針に対してどうかっていう確認を網羅的に確認しなきゃいけないわけですよ。 |
| 1:10:31 | であればこんな時通常何を確認我々するかっていうと、 |
| 1:10:36 | たつの着は竜巻って防護対象設備って、竜巻上何になるんですかってなると、また傍聴では防護対象設備ですから違いますかどっちですかと。 |
| 1:10:49 | 違う、違った場合防護対象設備ではないけど波及的影響を及ぼす設備では該当しますよねと。 |
| 1:10:55 | そんなんじゃあ影響をおよぼし得る施設ですか、どうなんですかと。 |
| 1:11:01 | そこを調べた上で、いやそれには該当しません。なぜ該当しないんですかと。 |
| 1:11:07 | いうところの説明が、通常あって、 |
| 1:11:11 | あとは、例えば竜巻を想定した場合の設計荷重と設計荷重がどういふふうになって体力があるのかないのかと。 |
| 1:11:19 | 要は、包丁での設計上そういうのを、なってるので、要は、 |
| 1:11:26 | 隣接している。 |
| 1:11:28 | 波及的影響守るべきものに対して影響はまずありませんと。 |
| 1:11:34 | ただし、要は平井様はその設計飛来物を想定したときに、 |
| 1:11:39 | 今現状、過去の審査会合で審査の中で設計飛来物を防止する発生させないという対策に対して、事業者が示しているのが、 |
| 1:11:50 | 例えば、 |
| 1:11:52 | 今言った 118 ページの 119 ページのことになりますよねと。 |
| 1:11:57 | ただここで問題になってくるのは今さっき言ったように、退避ルートが確保されてませんと。 |
| 1:12:04 | どういうふうな説明を事業者として設計方針とするんですかと。 |
| 1:12:09 | この 350 とかこの竜巻影響試算のところに、 |
| 1:12:14 | 車は一切起きませんと。 |
| 1:12:16 | 要は退避する必要がない、設計飛来物をもう発生させない対策によって、この基準適合を説明するので影響与えませんっていう説明をするのか。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:12:27 | それとも、これから先何があるかわかりませんが新たに有効するルートを必ず見つけるので、ここは変わりませんって言うのか。 |
| 1:12:37 | 要は、そういうふうにして事業者の方で網羅的に確認していかないと、要は実際本当にせその条文の適合性の確認をしたんですかっていう説明にはならないわけですね。 |
| 1:12:51 | 私が言ってることわかります。だから各条文に対して網羅的に確認してくださいって言ったのは、最後のアウトプットだけ、例えば竜巻飛来時の車両退避の影響だけ確認してるわけじゃなくて、竜巻の条文上どういふふうな扱いになって、 |
| 1:13:05 | どういふふうな影響を確認した上で、最終的にこの竜巻来襲時の車両退避だけの確認だけですみましたけども、基本設計方針上こういうのがあって、 |
| 1:13:15 | それに対しての影響を与えないように、今後、設計方針として説明するのか、そこはどうするのかっていうのを事業者でよく説明してくださいと。 |
| 1:13:25 | それが各条文に対して全部やっていかないと我々は網羅的に確認したというふうには見えませんよって。 |
| 1:13:31 | という意味です。 |
| 1:13:33 | 理解していただけますでしょうか。 |
| 1:13:38 | 我々先ほど黒沼から申し上げた通りそういった観点で網羅的に実施してそれを十分にお示しできていないというふうな状況かというふうに考えますんで、そのあたりは、 |
| 1:13:49 | 結果をどう示していくのか改善を図った上で |
| 1:13:53 | お答えしたいというふうに考えます。 |
| 1:14:02 | はい北海道電力の高橋です。今の竜巻の件に関して、本店の方から今回の検討した内容と、何か設補足するものはありますか。 |
| 1:14:30 | 本店からです。竜巻関係者補足説明特にないという回答でちょっと送ってきてる。 |
| 1:14:42 | 北海道電力の高橋です。今宮元さんからご指摘いただいた中身について理解、条文担当者できましたかっていうことなんですけど、 |
| 1:14:59 | ほか米倉です。 |
| 1:15:01 | 竜巻の |
| 1:15:04 | 宮口さんの趣旨わかりました。 |
| 1:15:07 | 竜巻の防護の観点から影響のないことを、別途説明して示したいと思えます以上です。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:15:18 | 今説明してるのは退避ルートだけですけども、竜巻の要求事項はもっと詳細に渡っていてその要求事項オノに対して影響があるかないかというふうなことを確認した上で影響のないものは影響のない影響のあるものは影響があるというふうな形で、 |
| 1:15:35 | 影響のあった上でどうするのかってことをお示しすることになろうかというふうに考えてございます。 |
| 1:15:41 | そうですねちょっと私も今早口になったからあれですけど、 |
| 1:15:47 | 大丈夫か要はですね、先ほど言ったように網羅的に説明してください。だから先ほど高さん言われたように、細かい溢水の評価とか例えばね、 |
| 1:15:57 | 事業者として説明する必要があるんだったら説明し、もらえればいいし、要は、先ほど片岡も言ってるように、まず、基本設計方針をその設置許可の本文や基本設計方針で定めるものに対して、 |
| 1:16:11 | 影響があるかないかをまず確認した上でそれに影響があつて次のステップっていう形になるので、最後の答えだけを我々欲しているわけではないので、その部分をよく整理した上でこの条文っていうのを、 |
| 1:16:23 | やっぱり条文への影響というのを確認していかなければいけないんじゃないかなと思いますので、その辺は少しやっぱりちょっと、記載方法をある程度ちょっと考えていかないと駄目かなと思いますのでよろしくお願いします。 |
| 1:16:38 | はい北海道電力の高橋です。後、お越し、事実確認していただいた内容について我々の方をも理解でき、 |
| 1:16:50 | つつあるんですけども、まず 27 ページの多分最初のダイヤのところ、各条項の |
| 1:17:01 | 適合方針をすべからくこう確認するかっていうところなんですけれども、 |
| 1:17:09 | 当然逐条の適合性を説明するためにはそれが必要だと思うんですけども、今回平面形状の海側線形に影響を与えるものかどうか。 |
| 1:17:22 | っていうところを最初のダイヤの切り口にしてるっていうところもあって、当然条文担当者それぞれの適合について確認はしてるんですけども、 |
| 1:17:34 | その膨張での、今回再構築のところに関連するかっていうところからちょっとスタートしてるって言ったところが、 |
| 1:17:43 | ちょっとミスマッチだったのかなというふうに私、今の話を聞いて理解したんですけど、そういう認識は合ってますか。 |
| 1:17:52 | 規制庁オカダサノンと多分そこが認識がちょっと、多分ずれてたんだらうなっていうふうに思うんですけど、結局その、いやおっしゃる通り今ここで確認してる内容っていうのは規制庁カドヤです |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:18:03 | 包丁での平面線形形状海側の平面性形状に影響を与えないのかっていうことの確認なんですけど。 |
| 1:18:10 | 当然そ多分ですね |
| 1:18:13 | 設計変更するっていうことのインパクトの大きさの多分とらえ方が少し足りないのかなと思ってまして、これまで説明した内容から何か設計を変えるっていうことはそれが |
| 1:18:25 | どこにどうはねるのかっていうのは、文字どおり網羅的に見ないと、それって潰しきれないと思っていてですね、その網羅的に確認をした上で、ここここに影響がありますって、 |
| 1:18:38 | いうふうに言っていないと、今この最初の誰のところもしかしたらそれぞれその担当者ごとにですね、まあこここれぐらいの、ここにぐらい影響するぐらいじゃないっていうので仮にこのダイヤの最初が判断。 |
| 1:18:52 | されていたとしたら、それは何かもうそのうちも知らぬ漏れがあって最後各場に行ったらさっき天野も言いましたけど、各条の説明に行ったら倒れちゃうっていうことがあるんじゃないかと思っていて、 |
| 1:19:04 | おっしゃる通りゴールはその膨張での平面形状なんですけど、そのために設計変更するっていうのは、かなりインパクトの大きい話で、今回さらにその防潮堤外囲う範囲も変わったりっていうのでかなり大きな変更が実際加わっているので、 |
| 1:19:20 | 今価格示された方針に本当にどこまで影響がないのかって、もう何か感覚僕らから見てもやり過ぎだなんていうぐらいやってて、十分じゃない十分じゃないかっていうぐらいな感覚を持っていますので、 |
| 1:19:33 | そこが多分もしかしたらちょっと認識がずれているのかなというふうに思いました。 |
| 1:19:37 | 以上です。 |
| 1:19:40 | はい北海道電力の高橋です。今片田さんのご指摘の通り、ちょっとそういった意味では設計変更に対する認識っていうところが、どうしてもその膨張での平面線形形状っていうところを、 |
| 1:19:55 | 中心に考えてございましたので、今一度その各条項に対してこの設計変更が本当にいい影響がないのかって言ったことをですね、根拠を持ってしっかり確認していきたいというふうに思います。 |
| 1:20:11 | 以上です。はい、加藤ですよろしくお願ひしますで結局、その上でなんだけどその上でじゃあこの、この今この防潮での審査ではどこまで説明するんですかって切り分けもちゃんとやって欲しくて、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:20:24 | このさっきの可搬のそのモニタリングポストがちゃんと機能を発揮します みたいなのその評価みたいなのは、当然問題として確認しなきゃいけない ことは認識してるんだけど、例えばこれは、 |
| 1:20:37 | でもこの今のこの中で説明は必要ないよねと、それは各場に行ったと ころでちゃんと示しますなのか、わかんないけどそれは別にこの中で 説明する必要があるら説明していただいてもいいんですけど。 |
| 1:20:47 | そういうどこまでをここで確認を求めるのかって言うところの整理も今度 ここは今度ここでどこまで深さの方ですね、深さを説明するのかってい う、 |
| 1:20:58 | ことになりますので、そこはそこも含めた検討が必要かなと思います。 |
| 1:21:07 | 北海道電力の高橋です。大家あのん繰り返しになりますけれども、やは り我々も防潮庭の平面性形状、海側っていうところを決めにいくっていう ことで、 |
| 1:21:20 | 各条項をの適合性ということを一つ一つ説明するっていう、考えはござ いませんで、先ほどのモニタリングポストをの関係も、 |
| 1:21:30 | その膨張ての、例えば、言われてるのは高さの影響といったようなと ころかなと思います方向については同じではあるけれども、 |
| 1:21:42 | そういった高さ関係についてちゃんと確認できてるのかっていう問いか けかなというふうに認識しましたけれども、そういったところについて 我々しっかり確認してる内容であればですね、 |
| 1:21:54 | 今回ご説明ではなくて、各条項でご説明するといったような形で考えて いきたいかなというふうに思います。 |
| 1:22:09 | すいません。北海道電力金岡なんですけれども、よろしいでしょうか。 |
| 1:22:16 | すいません今可搬型モニタリングポスト等の件ですね、いろいろコメン トをいただてる件だったんですけども、 |
| 1:22:24 | すいません資料で言いますと 155 ページになります。 |
| 1:22:38 | こちらなんですけれども、セキすみません、お母さん、マスクングの部分 の発言には気をつけてください。 |
| 1:22:49 | マスクングの部分。 |
| 1:22:51 | こういうのが、主務長内。 |
| 1:22:54 | 福森。 |
| 1:22:59 | はい。金岡です。 |
| 1:23:02 | ご指摘を受けたところなんですけれども、 |
| 1:23:11 | 変更後の防潮ての、今外側にですね、可搬型モニタリングポストを置く ことを、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:23:20 | 考えてございます。 |
| 1:23:22 | こちらなんですけれども、 |
| 1:23:25 | 今 |
| 1:23:27 | 海側のモニタリングポストなんですけど、かなり膨張てのに近いところに置くような、 |
| 1:23:35 | ルールにもしかしたら、ちょっと考えられてるのかなあと思うんですけれども。 |
| 1:23:40 | それにつきましては、 |
| 1:23:46 | 3号機の炉心カラーのですね、直接線ですとかスカイシャイン線あとはクラウド線ですね、そちらの影響と、あとは防潮庭の高さとかですね、あとは距離、 |
| 1:24:01 | そういったところを踏まえてですね、おける1というところを、現状、現時点で成立性を見通し終えてございます。 |
| 1:24:11 | ですのでちょっとそういったところが今回の資料にですね、記載されていないというようなことと、認識いたしましたので、 |
| 1:24:22 | そういった点、我々としてですね、基準適合を検討しているようなところそういったところの記載を充実するようにしていこうと思いますので、はい。 |
| 1:24:32 | 修正を見直したいと思います。私からは以上です。 |
| 1:24:37 | 規制庁川添さんありがとうございます。まさにそういうところの高さ関係とかで位置関係っていうのをちゃんと事業者の中で検討した上でこの場所に設置していて、そのうちこの部分は、 |
| 1:24:49 | 例えば、各条のところでも説明しますもう、 |
| 1:24:53 | そういう評価も全部終わって、事業者の中で終わってて、適合性はもう確認できてるんだけど、詳細成立性は確認できたんだけど、詳細は、例えば後程別なところで説明しますなのかっていうあたりの切り分けを、 |
| 1:25:06 | メインにしていただければいかなというふうに思います。ありがとうございます。 |
| 1:25:15 | すいません。規制庁野間です今、155ページでちょっと枠が井川久我小出ない加瀬線の太さがはっきりしないんですけど、 |
| 1:25:23 | 先ほどのご説明だとぼ海側の防潮ての外側に、 |
| 1:25:29 | 設置場所を変更してというような、 |
| 1:25:32 | 話がありましたけど |
| 1:25:35 | ここれ綱津波襲来時に、ここは使えないようにも見えるんですけどこの辺りの選考実審査実績を踏まえて、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:25:47 | こういうところで、条文適合、 |
| 1:25:51 | 見通しが、 |
| 1:25:52 | 条文適合あるのか。 |
| 1:25:55 | いや防潮店の内側じゃないと条文適合満たさないのかっていった辺りはちゃんと把握して説明されてるということによろしいでしょうか。 |
| 1:26:06 | はい。北海道電力の金岡です。こちらですけれども、先行実績を、は、確認してございます。その上でですね、 |
| 1:26:16 | 今現在は、これ |
| 1:26:22 | 敷地境界ですね、敷地境界付近に設置するというモニタリングポストの大、基本的な考え方ですけれども、そういったところからですね今の設置位置を考えてございます。 |
| 1:26:36 | ただですねちょっと肥田、こちらにつきましては先ほど津波というお話がございまして、ございまして、津波警報とかが発令されている状況ではもちろんですね、 |
| 1:26:48 | この時点では継続できませんので、傍聴て内側、そちらに配置を変更するというようなことを運用で担保をすることを考えてございます。 |
| 1:27:01 | そちらについては先行のプラントの実績も踏まえてですねそのような運用を考えてございますので、そういったところを、 |
| 1:27:09 | 条文適合の中でご説明していきたいと思っております。以上です。 |
| 1:27:16 | 規制庁の天田です。わかりましたが多分今、今のような1例で、何て言うんすか。津波襲来時でも、ちゃんと必要な方について、 |
| 1:27:30 | モニター、可搬型でモニタリングできるというようなところまで説明していただかないと、多分この今の状況だと、 |
| 1:27:36 | 条文適合しないんじゃないかみたいなの。 |
| 1:27:39 | 話になるので、ちょっとやはり根拠というところですね、しっかり共通理解がえられるような形で、 |
| 1:27:49 | 対応していただく必要があるのかなと今思いました。以上です。 |
| 1:27:55 | はい。北海道ん電力の金岡です。拝聴いたしました。 |
| 1:27:58 | 以上です。 |
| 1:28:00 | 赤田です今のところ多分島根のところでも多分代替の代替場所みたいなのを設定したりとかしてですね、そこをちゃんと審査していると思いますので確認をして、 |
| 1:28:11 | 示していただくような形で検討いただければと思います。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:28:17 | はい北海道電力の金岡です。はい、先行電力もですねそうですね代替場所ということで、同じような方位で、ここに代わりにおきますというようなことを説明している企業を把握してございますので、 |
| 1:28:28 | 条文適合の資料ではそういったところもしっかりご説明していきたいと思っております。以上です。 |
| 1:28:47 | はい。衛藤。 |
| 1:28:49 | 三石フジワラですと、ちょっと今先ほどマスクング箇所のところについてはちょっとよう苦しく必要なところで漏れてるところがないかとか、あと、 |
| 1:28:59 | 不要なのに、今、 |
| 1:29:02 | つけてないとか、私なんかいろいろあると、何か非 |
| 1:29:05 | 149とか、ちょっとこれ、 |
| 1:29:08 | 何かつけなくてよかったんだらうかって、若干ちょっとよくわかんないんで、 |
| 1:29:13 | その辺ちょっと見ていただけますかね。 |
| 1:29:18 | 北海道電力の高橋です。はい。しっかり見させていただきますちなみに153、5 ページはちょっと線が太いだけで、 |
| 1:29:29 | 主取水ルートとかそういうのも全部 |
| 1:29:34 | ないので、はい、はい、大丈夫でした。 |
| 1:29:38 | 伊勢町長わかりました。そしたら細かい花、この資料について細かいところの質疑に入りたいと思いますじゃ確認等ある方いらっしゃいますでしょうか。 |
| 1:30:08 | 8 規制庁の宮尾です。 |
| 1:30:11 | 先ほど多分高橋さん言われたようにこれ先週のヒアリングを踏まえてない資料なので、多分ちょっとコメント、飯田社長切りがないところがあるので、 |
| 1:30:21 | ちょっとそれはもうちょっと、今日はちょっとやめておこうかなと思っていて、先ほど言ったように、各条文の適合性を踏まえて、 |
| 1:30:29 | やっぱりネックになってるところがどうなってるのかとか明確にやっぱり記載は修正していただいた方がいいかなと。で、 |
| 1:30:37 | あとは |
| 1:30:38 | まだなかなか、方向性と示せないもの。 |
| 1:30:43 | に関してはそこは示せないって今後ってかその未確定なら未確定っていうのは明確にしといた方がいいかな |
| 1:30:51 | なまじここで、もう見えてますっていう表現が正しいのか、いや、そうは言っても先ほど言ったし、平面線形、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:31:01 | だけじゃなくて平面選挙の前提になってる、そのトンネルであったり何なりってというのが、全部 |
| 1:31:07 | 総じて解決しないと、多分解決しないものをここで解決しましたって言っちゃうと、話がややこしくなって全部後戻り作業になるので、それはだから、そういう意味で先ほどちょっと竜巻の話じゃないけど、 |
| 1:31:19 | そこがなくても竜巻の場合は成立方針を説明するんであればそこで別にいいと思うんだけど、前提条件、平面性踏まえた全体のその、 |
| 1:31:30 | 設計方針にがまず確定しないと、これはもう確定しないっていうんだったらそこは明確に識別するべきかなと思うので、その辺を踏まえて、 |
| 1:31:40 | この資料はよく直した方がいいかなと、そうじゃないとちょっと今の資料作りだとちょっとコメントがありすぎてちょっと言えないので、言い切れないところがあるので、いや、事業者の方でよくちょっとチェックしてもらえればいいかなと思います。 |
| 1:31:56 | 今確定的じゃないものについても確定的に取れるような書き振りが書いてあると思いますんでそのあたり未確定なことは未確定、どこまで説明するのかというふうな観点、 |
| 1:32:07 | 読み取れるような形で改正を図りたいと思います。 |
| 1:32:13 | 成長ミヨシそういう形で、要は、会合でどこまで返して、会合での今後の宿題じゃないですけど、最終的な斯く斯く上に飛んで最終確認を受けて最終報告っていう形もあるだろうしそれ事業者のやり方がいろいろあると思うんだけど、 |
| 1:32:31 | 要は、 |
| 1:32:32 | 今回の会合で先ほど彼が言ったようにも言ったと思うけど、どこまで返すのかって、どこまでの考え方を事業者として示して、ここから先の部分については何が解決すれば該当するのかとか、 |
| 1:32:45 | そういう整理がやっぱりしっかりつけて資料作りを各条へのっていうところはしなきゃいけないかなと思うのでその辺をよろしくお願いします。 |
| 1:32:54 | はい。北海道電力の高橋です。先ほど来、カドヤさんからおっしゃられてる通り、今回会合に向けてですね、決まってるもの決まってないものをはしっかり明確にして、 |
| 1:33:10 | かけたいと思います。その中でやはり我々としては、包丁ての海側の平面線形形状に関わるのところっていうところを、 |
| 1:33:20 | 確定し新居基準津波に跳ねないよっていう思いがありますけれども、そういった思いはあるけれども、やはりその未確定の部分が未確定ってというような形で、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:33:33 | 数を示しするしかないかなというふうに今感じてるところでございますけれども、本店側の方で何か受けとめありますでしょうか。 |
| 1:33:45 | また拡張分担当者皆さんお集まりいただいていると思うんですけれども、この議論を踏まえてですね、各根拠を明確にした上で、 |
| 1:33:57 | 資料を見直す必要があるかなと思いますけれども、 |
| 1:34:00 | いかがでしょうか。 |
| 1:34:05 | 北海道電力の石川でございます会合においてどこまでのお返しをするのかということを確認にした上で未確定なものを未確定として記載すると、まだ生半可で、説明完了というような形にはしないということだと受けとめましたけれども、 |
| 1:34:19 | 各条文の担当で、補足、あとそれから理解が追いついてないところについての質問、そういったものはありませんか。 |
| 1:34:27 | 大丈夫ですか。 |
| 1:34:30 | 飯塚田淵さん、いいか。 |
| 1:34:32 | はい。本店の方は特にございません。ありがとうございます。 |
| 1:34:56 | 規制庁藤尾ですちょっと今庁内Aと打ち合わせ少々お待ちください。 |
| 1:35:20 | はい、規制庁しゃべって私の方から細かいところで、ちょっとあくまでも前提条件として要はどこまでここで掘り下げるか成立平面形状ですね、というのはありますけども、 |
| 1:35:31 | ちょっと幾つか等、今後見せてちょっとお聞きしたいと思います。 |
| 1:35:34 | ごめんなさい。まずちょっとすぐに入る前にちょっと記載だけ 26 ページのですね、 |
| 1:35:39 | 開いていただいて回答の中の、 |
| 1:35:43 | 丸いの中のですね量、片括弧 1 で図の各条文としての記載だけです。文言だけで包丁での再構築に伴う変更というところがあって、 |
| 1:35:54 | この文章っていうのが次の 27 ページだと、左下に何か米印が 2 が振ってあって |
| 1:36:02 | 27 ページはこれ全部今さっき言ったその膨張で再構築等の変更というところに※が振ってあるので、26 の何か同じように何かこう増えた方がいいんじゃないかっちゃう、記載だけの話です。 |
| 1:36:14 | いかがですかね。 |
| 1:36:17 | 北海道電力黒沼でございます。ありがとうございます 26 ページの方にもですね、注記を記載してわかりやすくしたいと思いますありがとうございます。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:36:25 | はい。規制庁志田です。ではちょっと今後の話でちょっと斯く斯く上の話でまた説明があろうかと思うんですけどちょっと、 |
| 1:36:33 | 気になってちょっと何か事実はきちっと確認したいと思うんですけど、131ページをちょっと開いて、 |
| 1:36:41 | ください。 |
| 1:36:44 | ちょっと何か和崎か何でかっていう等、そもそも何か泊として特徴があるやなしやというのはちょっとよくわからなかったのでも聞きたいんですけども、この131ページの黄色いところの、 |
| 1:36:55 | ハッチング中の文章の下の方のなお書きのところですね、なお保管場所については基準津波を一定程度超える津波の影響を受けない |
| 1:37:06 | これって何か、今回の申請に関係が、 |
| 1:37:09 | 或いはなっちゃっても、ここだけで全然わからなくてこれも言われてることは、 |
| 1:37:14 | なんででしょう。 |
| 1:37:18 | 北海道電力の中津です。保管場所のところで基準。 |
| 1:37:23 | 津波を一定程度津波って言うのは、 |
| 1:37:27 | 大規模損壊のことを考慮してなるべく高台に保管場所を設置しているという、 |
| 1:37:33 | ことを意図して記載してございます。 |
| 1:37:39 | 規制庁ちゃうこれ書く上で話があろうかとは思んですけども、この文章は今回の会合の資料出るかどうかは別として、ただ、私これを連想すると何か別の |
| 1:37:52 | 条項のやつをちょっと、どうしてもちょっと連想してしまうんですね。実際ちょっと基準解釈改正があったからかもしれないけども、ちょっとそこら辺じゃ、また今後拡充の中で、説明ください。よろしいですか。 |
| 1:38:08 | 規制庁の天田ですすみませんちょっと今のところをちょっとですね少しCじゃ、ちゃんと整理して説明していただきたいんですけどこれまず、 |
| 1:38:17 | 131ページのタイトルは43条/1.0屋外アクセスルートですと。 |
| 1:38:25 | で、なお書きは今、今のご説明だと大規模損壊、技術的能力2.1の条文適合ですと。 |
| 1:38:32 | ということなので、 |
| 1:38:34 | ちょっとそのどの条文適合の説明として説明してるのかっていうのは、ちゃんと区別して、まずやっていただきたいというのと、 |
| 1:38:44 | 我々の世界ですと、基準津波を一定程度超えるっていう等、 |
| 1:38:50 | 東海大のように37条のシーケン選定として、PRAで見てですね、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:38:59 | 新たな事故シーケンスとして抽出するというのを想像しますと、 |
| 1:39:05 | そうするとこれ全体工程の説明に関連するんですけど今、 |
| 1:39:10 | PRAの説明って全体工程の一番後ろの方にあるんですよ。 |
| 1:39:15 | だから、もしその 37 条の、 |
| 1:39:18 | こういうものがあると、もう、今すぐにでもその議論は開始しなきゃいけないっていうのもあるので、 |
| 1:39:25 | ちょっと言葉の、用語の使い方ですね 37 条でないのであれば 37 条を連想させるような表用語は、混乱を招きますし、ということで、 |
| 1:39:38 | ちょっと説明上混乱がないようにしていただければと思います。 |
| 1:39:42 | 北海道電力の中筋です記載の適正化について検討いたします以上です。 |
| 1:39:51 | はい。衛藤規制町長です。ですね、細かい話、まだこれは今後の話なのかもしれないですけども、133 ページを開いていただいて、 |
| 1:40:00 | 133 ページのですね、自然現象の影響評価、この下から 123、五つ目、下から五つ目ですね、地すべり、 |
| 1:40:10 | このアクセスルートは地すべりに影響を受ける範囲にないためこれ、 |
| 1:40:14 | 今回は多分あれですけど今後本当にこの地すべりで例えば防災科研とかですね、地すべり地形とか、松波ところで、 |
| 1:40:22 | いった繋がりなんですよ。要は何か結構、防災科研の地すべり地形に関して、東北であると北海道草野湖なんか漏れないようにちゃんとやってるかつちゅうのちょっと改めて一応、 |
| 1:40:35 | 今後、説明いただけるようにしますよろしいですか。 |
| 1:40:40 | 北海道立ナカセですこちらと |
| 1:40:44 | 6 条の審査でやられるということですかネコの地すべり |
| 1:40:50 | 規制庁じゃえとアクセス、こういう 133 ページの左上に 43 条、1 ポツ、 |
| 1:40:59 | 1.09 アクスルって書いてますよね。 |
| 1:41:02 | だから私が述べてるのは屋外アクセスルートについて、防災科研で示されている地すべり地形が影響を与えませんか。 |
| 1:41:11 | ということについては、防災科研の分も含めて整理を、 |
| 1:41:16 | 他プラントでやってるのをちゃんと反映するんですよっていうのを、念のため申し上げてるつもりですがよろしいですか。ちょっと先行プラントを見てますかということです。 |
| 1:41:28 | 他電力中瀬承知いたしました防災科研内容も踏まえて記載適正化いたします。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:41:38 | 規制庁の宮本ですけど今藤原から話があったので、当然6条の地すべりの方でも、防災科研の地すべりの地形が情報収集の対象になってるかどうかというのを確認します。 |
| 1:41:50 | なのでSAだけじゃなくて六条側でも確認します。以上です。 |
| 1:41:57 | 北海道電力の赤瀬です。承知いたしました。 |
| 1:42:01 | はい。規制庁城です。続きましてこれはまた、石塚です。今後説明あると思いますけども、136ページを開いてもらいまして、ですねここで、 |
| 1:42:11 | これ、多分ピックアップ的に出されてる思うんですが今後、きっとすべての施設が網羅されてですね、言われてるってことは示していただきたいというのと、あと、 |
| 1:42:26 | うん。 |
| 1:42:27 | 説明しにくいなと、どうも。ですね、この中にですね、ちょうどあの泊の何か、 |
| 1:42:35 | ナカノ敷地の境界付近に鉄塔が何か三つぐらい並んでるところがあると思うんですね。そういうところについてもちょっとこれはちょっと念のため申し上げておきますけども、 |
| 1:42:45 | 先行プラントも踏まえてそういったちゃんと鉄塔というのは、きちっと |
| 1:42:50 | 網羅して説明いただけるように思いますが、いかがですかね。 |
| 1:42:54 | 北海道電力の中瀬です。瀬谷の |
| 1:43:00 | 営業の有無については |
| 1:43:04 | アクセスルートに影響を及ぼす。 |
| 1:43:06 | 周辺構造物すべて網羅した状態で、今後お示しいたしますこの図に載せているのはアクセスルートに |
| 1:43:16 | ちょうど建屋が当たるものだけを |
| 1:43:20 | 示しておりますが網羅して |
| 1:43:23 | 閣僚の中でお示しいたします。 |
| 1:43:25 | あと、検討につきましても |
| 1:43:29 | 他社の先行実績を踏まえて、 |
| 1:43:32 | 対応いたします。以上です。 |
| 1:43:39 | 私は7年前ぐらいに、 |
| 1:43:43 | あまりね、随分前なんであんまり覚えてないんですが、当初適合性審査始まったときに、現地調査をさせていただいてますが、場所としては、 |
| 1:43:53 | 確か特高開閉所の近くから見ると、 |
| 1:44:01 | もうそノースプランとかいうと西側。 |
| 1:44:05 | ですね、136ページ。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:44:08 | いや、あれなんと言えないんですけど。 |
| 1:44:10 | 基本的にそのところに、多分施栓が三つぐらい。 |
| 1:44:14 | あるんですよ。 |
| 1:44:15 | 今朝、 |
| 1:44:17 | 説明の中ではその辺があまり詳しく書いてないと、説明されてないと思うんですけど、それ以後ですね、 |
| 1:44:23 | アクセスルートに支援を含めても、影響がないってことはちゃんときちっと説明してくださいねっていうのが、いじらないってことです。 |
| 1:44:32 | 理解されました。 |
| 1:45:03 | 北海道電力の中瀬です |
| 1:45:06 | 自然についても網羅的に確認してお示いたします。以上です。 |
| 1:45:34 | すいませんと規制庁ミヤモトですけど。 |
| 1:45:38 | 1件、確認をしておきたいのは、 |
| 1:45:44 | 今回の特に各条のところで1個気になっているのが、 |
| 1:45:49 | 降水への影響、 |
| 1:45:51 | っていうのが、ピックアップされてません。 |
| 1:45:54 | 結果的に、 |
| 1:45:56 | 後のまとめ資料にもまとめて下まとめされてる内容にも書かれていないんですが、今回傍聴で載せ平面線形を変更して |
| 1:46:08 | 要は下の構造上も地下水が止まっちゃうっていう形になっていると思うんですけど、要は排水量、屋外排水量構成の場合を久我フェローに期待することで基準適合っていうのを説明今現状されてると思うんですけど、 |
| 1:46:22 | 排水量への影響っていうのが何も書かれてないよう排水量の構造をどうするのかとかっていう話が全く書かれていないので、 |
| 1:46:30 | そこっていうのは何か検討されてるんでしょうか。今までの説明の内容と特に変わりがないんでしょうかその辺ちょっと教えていただけますか。 |
| 1:46:47 | 北海道電力黒沼でございます。本店の方から何か回答できるようなことがあればお願いしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。 |
| 1:46:57 | 北海道電力の濱口です。 |
| 1:47:00 | 敷地敷地周辺で観測された石油基準降水を上回る排水量を有した |
| 1:47:08 | 超低下の排水設備を設置することで検討しております。 |
| 1:47:13 | 以上です。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:47:19 | 規制庁の宮本ですけども、今の回答っていうのは膨張ての片面線形が変わったとしても、今示されている排水炉とかの構造が変わらない、なくて、 |
| 1:47:32 | 排水量についても、 |
| 1:47:36 | 基本設計方針に変更がないので影響がない、認識を持たれてるということでもいいですか。 |
| 1:47:45 | 北海道電力の濱口です。ご認識の通りで、防潮ての位置を、が変更になっても営業部の位置に設置することを検討しております。 |
| 1:47:55 | 以上です。 |
| 1:47:57 | 規制庁目検検討してるってことはまだ決まってないところですか。今もう排水の位置っていうのは決まってるという認識でいいんですかどっちですか。 |
| 1:48:08 | 北海道ね。北海道電力の濱口です。すいません失礼いたしました。今注水排水設備の位置は決まっているんですけども、 |
| 1:48:18 | 例えば膨張ての位置が内側にずれたとしたらその分 |
| 1:48:23 | 何ていうかその集水枡の位置も変更するというように包丁ての設計に変更があったような位置とするという方針で考えております。 |
| 1:48:33 | 以上です。 |
| 1:48:41 | 規制庁の宮です。じゃ、今言われた内容っていうのは、要は基本設計方針に変更はないけども、 |
| 1:48:51 | 要は具体的な施設をどう配置するかっていうのは今検討中ということを言われたってことですか。 |
| 1:48:58 | すいません北海道電力の高瀬です。排水イーロン排水についてはですね、もう今現状の膨張てそれから今回変えた防潮てで、この場所っていうところは決めてます。 |
| 1:49:12 | 濱口が説明したのは、防潮庭が構造上、もう少し幅を広げなきゃいけないって言った時には海側を変えずに、 |
| 1:49:23 | 山側の方、オフセットしてって、そのときでも排水量っていうのは、今の構造、今の場所から山側に少し延長してでも、 |
| 1:49:34 | 成立する見通しはあるというふうに考えてるっていう。 |
| 1:49:37 | 説明だったかなと思いますけど違いました。 |
| 1:49:42 | 下水道電力の、はい。濱口です。今の今の説明の通りです。 |
| 1:49:48 | 以上です。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:49:50 | 規制庁宮田わかりません。その場合、多分今話を聞くと 29 ページに何で六条にそれがないのかっていう話になるだけですね多分ね。結局そういうことなんですよ。 |
| 1:50:01 | 網羅的に確認してるところに、6 条は竜巻等、 |
| 1:50:05 | 外部火災しかこれ結果で、 |
| 1:50:08 | 来てないんですよ。 |
| 1:50:10 | 6 条対象の硬水って確かに基本設計方針に変更はないかもしれないけどこういう話がありますよっていうのは事業者がちゃんと吸って検討してるってことはここで記載されてないと。 |
| 1:50:21 | 今みたいなことになるっていうことなんですよ。だからそういう意味でしっかり対応していただければと思います。 |
| 1:50:31 | 北海道電力の高橋です。6、29 ページの方に反映が必要というふうに理解しました。 |
| 1:50:40 | あ、すいません。はい。 |
| 1:50:43 | 了解です。 |
| 1:50:45 | 工水については、発電所の方向何か補足ありますか。 |
| 1:50:57 | 北海道電力の浜口です特に補足はございません。以上です。はい、了解しました事業者の方で適切にどうすべきかっていうのを考えて検討を反映していきたいと思います。 |
| 1:51:15 | はい、規制庁じゃんそうなんですよもう 1 点だけでええとですね。 |
| 1:51:21 | 144 ページ、右下ですね。 |
| 1:51:24 | これも今後、防鳥編成けど多分、今、切り離される |
| 1:51:29 | 方の目標の話であると思うんですけども、 |
| 1:51:34 | 資料だけで |
| 1:51:36 | 何だろう、本当に横断構造物が何か、何だろう。 |
| 1:51:40 | アクセスルトの青野ナカノ店で示されてて、 |
| 1:51:43 | これがどういう構造が物が横断されてるかちょっとわかりませんが、これ先行プラントを見て、ちゃんとどういった構造が横断してるかとかいうのはやっていただき、 |
| 1:51:54 | てるんですよということのために聞いてるだけなんですけど、一応そういう認識でよろしいですか。 |
| 1:52:04 | 本店の方は、回答いただけますか。 |
| 1:52:09 | はい。北海道電力の畠田です。今のご質問と回答いたします。 |
| 1:52:14 | 先方のサイトウに倣いまして、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:52:17 | このアクセスルート上のですね排水設備ですとか、そういったところ、同様の設備を抽出しまして評価を行っております。これにつきましても今は整理中ですので、 |
| 1:52:28 | アクセスルートの審査の段階でご説明したいと考えております。以上です。 |
| 1:52:35 | 北海道電力のアクセス、少し補足させていただきますが、アクセスルート等の地下構造物につきまして他社の実績を踏まえまして、 |
| 1:52:47 | 必要な構造物すべて抽出しておりますので、そういった構造部分のリストにつきましては各所の方でご説明させていただきたいと思っております。以上です。 |
| 1:52:57 | はい。衛藤規制庁藤間です。江藤。はい。今、リストは整理とともに、平面図上にもそういった横断構造物を示していただけるという理解でよろしいですかね先行プラントの。 |
| 1:53:08 | 表現を含めて、 |
| 1:53:51 | 横断する茶構造物につきまして |
| 1:53:56 | 地下構造物の |
| 1:53:58 | 線形等も踏まえてきちんと各自の方で示したいと思っております以上です。 |
| 1:54:05 | 規制庁城です。その他、細かい点についても確認等ございますか。 |
| 1:54:18 | 規制庁の天田です。細かい点はちょっと今日、あまり、ちょっと指摘してもということで、 |
| 1:54:24 | 全体的にちょっと説、なんていうか視点がちょっと抜けているのかなという。 |
| 1:54:31 | ちょっとところで、コメントさせていただきますが、 |
| 1:54:35 | まず、102、 |
| 1:54:38 | そうですね大きく二つありましてまず一つが |
| 1:54:41 | 123 ページの、 |
| 1:54:44 | 有効性評価のですね、 |
| 1:54:48 | 成立性というかこの時間の説明の仕方なんですけれども、 |
| 1:54:53 | これ多分全体的に時間が短くなるから想定する時間内でも実施できるというようなトーンで、 |
| 1:55:01 | 説明されてるんですけれども。 |
| 1:55:04 | これ短くて想定時間内であれば、 |
| 1:55:09 | それでいいのかっていうことなんですけど先行の審査実績をよく |
| 1:55:15 | 把握していただくとわかると思うんですけど、 |
| 1:55:18 | 時間が短くなってるってことはですね、SAの場合は、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:55:23 | 当然タイムチャートd他の作業との解除が生じますと。 |
| 1:55:29 | そうすると短くなったタイミングでの、 |
| 1:55:33 | うさ作業員とかその他 |
| 1:55:36 | 作業の成立性が、 |
| 1:55:38 | あるのかとかですね。 |
| 1:55:40 | 或いは不確かさが、 |
| 1:55:43 | 有効性評価の評価項目に与える影響とかってというのは有効性評価のまとめ資料の方で、 |
| 1:55:49 | ちゃんと評価がされているので、ちょっと説明がかなり、 |
| 1:55:54 | 何て言うんすか。 |
| 1:55:55 | 短絡的というか、乱暴だなという気がするんですけどそのあたりのご認識はありますでしょうか。 |
| 1:56:11 | はい、北海道電力、北海道電力古谷でございます。 |
| 1:56:15 | 有効性評価の方は小関ありがとうございます少し乱暴な言い方だったかなというふうにちょっと思っておりますけれども、 |
| 1:56:25 | 2000、17年の3月の段階でお示しております有効性評価の |
| 1:56:31 | 他の作業との組み合わせですね、タイムチャートをお示しておりますけれども、 |
| 1:56:40 | そこでお示した時間、例えばその126ページに書きました。 |
| 1:56:45 | 4時間10分という想定している時間については、 |
| 1:56:52 | アクセスルートは変更されているんですけども時間はこの4時間10分から変更していないということで、 |
| 1:56:59 | タイムチャート上の作業時間も変更しない。 |
| 1:57:06 | ということで考えておりましたので、 |
| 1:57:08 | 他の作業、それから、 |
| 1:57:13 | の影響もないというふうに考えてございましたけれども、この辺りは資料の方で説明できておりませんので、少し記載内容について見直したいなというふうに考えてございます。 |
| 1:57:24 | 以上です。 |
| 1:57:27 | 規制庁の濱田です。わかりました。よろしく申し上げます。それからもう1点はアクセスルートの関係なんですけれども、 |
| 1:57:35 | 130ページに |
| 1:57:39 | 今回 |
| 1:57:41 | 矢羽根が三つありましたアクセスルートとサブルートと自主整備ルートということで、防潮てに影響してかなり、その次の |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:57:52 | 131 ページを見ると、かなりなんていうんすかね。 |
| 1:57:58 | トンネル形式だとか、あとは確か東側も一部変更するような、 |
| 1:58:05 | 記載もあって、まだ我々として、茶図のにゅ坑口も含めてですね、アクセスルートの全体像というか考え方が十分、 |
| 1:58:16 | 李。 |
| 1:58:18 | ちょっと説明がまだ十分いただけてないかなと思ってまして、その上での影響検討ってことなので、ちょっと前提がどういうところにあるのかっていうのはまだはっきりしていませんと。 |
| 1:58:32 | なのでまずそれぞれのアクセスルート等の役割とか条文適合の位置付けとか、あとは実際のどのぐらいの |
| 1:58:43 | どのぐらいの |
| 1:58:46 | 大きさのもので車両が入れてとかですね、そのあたりの情報がちょっと、 |
| 1:58:52 | いただいた資料見てもはっきりしないかなっていうのと、 |
| 1:58:56 | あとは、これに関連して |
| 1:59:01 | 31 ページ。 |
| 1:59:08 | 31 ページでは一番上の黒ポツに東側形状を変更した道路を設置。 |
| 1:59:15 | ちょっと、 |
| 1:59:17 | こう書いてあるこの形状変更っていうのは何を指してるのかとかですね。 |
| 1:59:22 | 或いは 32 ページの外部支援の、 |
| 1:59:26 | この構内輸送が可能っていうのが、具体的にどういうものなのかとか、 |
| 1:59:33 | あと 39 ページの予備品の運搬もそうですけど新たに設定する屋外アクセスルートを使用すると、どういうものをどのように運搬するのかっていう辺りが、 |
| 1:59:46 | ちょっと全くイメージが、 |
| 1:59:49 | ついてないので、ちょっとアクセスルートかなり複雑かなと思ってますので、 |
| 1:59:55 | この辺りよく資料でわかるように、 |
| 1:59:58 | ご説明いただきたいと思ってますがいかがでしょうか。 |
| 2:00:03 | 北海道電力の中津です。 |
| 2:00:07 | いただいたコメントを了解いたしました。 |
| 2:00:11 | 防潮等の再構築に伴いまして東側、は道路の線形を見直しております、道側はトンネルを |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 2:00:24 | 岩盤内に設置しております。 |
| 2:00:27 | こういったところの |
| 2:00:29 | ですねどういった車両が通れるのかどうか、すれ違いが可能なのかとかそういったところを資料で今書いておりませんのでそういったところ規制を実施したいと思います。 |
| 2:00:41 | 以上です。はい。規制庁の浜野です。よろしく申し上げます特に先行実際審査実績との関係で、各ルートがどう、どういう事象で使えるのか使えないのかみたいなのところも、 |
| 2:00:52 | あると思いますので、わかるようによろしく申し上げます。 |
| 2:00:58 | どういった事象で取れるのかとそういった点につきましても資料に記載したいと思います。以上です。 |
| 2:01:12 | 規制庁千原です。その他、全体を通じて何か確認等ございますか。 |
| 2:01:19 | よろしいですかね。はい。 |
| 2:01:22 | じゃあ、北海道電力さんの方から今日のヒアリングで何か改めて確認したいこととか本店さんを含めてまずこちらの会議室だったらいいかですかね。 |
| 2:01:35 | はい。北海道電力の高橋です。こちらにいるメンバーは特段ございません。本店の方を何か確認事項と、ございますでしょうか。 |
| 2:01:49 | はい。北海道電力石川でございます本店側も特にございません。 |
| 2:01:54 | はい。規制庁藤間です。今日のヒアリングは以上とさせていただきます。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。